



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)4月17日
第1890号
月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目 次

○ 条例	
6 彦根市個人情報保護に関する法律施行条例	3
7 井伊直弼公の功績を尊び茶の湯・一期一会の文化を広める条例	7
8 彦根市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	8
9 彦根市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例	9
10 彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	9
11 彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例	9
12 彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例	10
13 彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例	13
14 彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例	14
○ 訓令	
2 彦根市統合型地理情報システム管理運用規程および彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部を改正する訓令	16
3 彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令	18
4 彦根市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令	20
5 彦根市備品管理規程の一部を改正する訓令	21
6 彦根市契約事務取扱規程の一部を改正する訓令	21
7 市長直轄組織および部内の庶務に関する事務を担当する課の指定等の一部を改正する訓令	21
8 彦根市男女共同参画社会づくり推進本部設置規程の一部を改正する訓令	24
○ 公告	
農業振興地域整備計画変更案についての縦覧公告	25
都市公園区域変更公告	26
彦根市農用地利用集積計画公告	26
○ 議会規則	
1 彦根市議会会議規則の一部を改正する規則	26
○ 議会訓令	
1 彦根市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	27
○ 教育委員会規則	
2 彦根市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	48
3 彦根市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則	49
4 彦根市放課後児童クラブの運営等に関する規則の一部を改正する規則	49
○ 教育委員会訓令	
1 彦根市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	51
2 彦根市生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令	52
3 彦根市立学校教職員用コンピュータ利用規程の一部を改正する訓令	53
4 彦根市立小・中学校ホームページ管理運用規程の一部を改正する訓令	53
○ 教育委員会告示	
5の2 彦根市地域学校協働活動推進員設置要綱	53
6 彦根市荒神山自然の家の使用料の収納事務の委託	54
7 彦根市中地区公民館の使用料の収納事務の委託	55

8	彦根市稲枝地区公民館の使用料の収納事務の委託	55
9	彦根城博物館画像資産貸出しに係る画像利用料の収納事務の委託	56
○	選挙管理委員会告示	
5	彦根市選挙管理委員会の招集	56
6	選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数	57
7	滋賀県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置	57
8	滋賀県議会議員一般選挙における個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額	65
9	滋賀県議会議員一般選挙における不在者投票用紙および投票用封筒の郵便等による発送を開始する日	67
10	滋賀県議会議員一般選挙における投票所	67
11	滋賀県議会議員一般選挙における期日前投票所の場所および設ける期間等	69
12	滋賀県議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙および同封筒を交付する場所等	69
13	滋賀県議会議員一般選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所	69
14	滋賀県議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行う日時および場所	70
15	滋賀県議会議員一般選挙における開票事務の日時および場所	70
16	滋賀県議会議員一般選挙における投票管理者および同職務代理者の選任	70
17	滋賀県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者および同職務代理者の選任	70
18	滋賀県議会議員一般選挙における開票管理者および同職務代理者の選任	70
19	彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する選挙管理委員会規程	70
○	監査委員訓令	
1	彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する監査委員規程	71
○	公平委員会規則	
1	彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する公平委員会規則	71
2	彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	72
3	彦根市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	72
○	固定資産評価審査委員会告示	
1	彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する固定資産評価審査委員会規程	72
○	農業委員会規則	
1	彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する農業委員会規則	73
○	農業委員会告示	
4	彦根市農業委員会役員会規程の一部改正	73
5	彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱の廃止	73
○	病院事業管理規程	
2	彦根市病院事業管理者の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行規程	74
3	彦根市病院事業会計規程の一部を改正する規程	74
4	彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程	74
○	水道事業管理規程	
1	彦根市水道事業事務処理規程の一部を改正する規程	76
2	彦根市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程	76
3	彦根市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	76
○	水道事業告示	
8	彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの	77
9	彦根市指定給水装置工事事業者の指定	77
10	彦根市指定給水装置工事事業者の指定	78
○	消防本部訓令	

- 1 彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する消防本部規程 78
2 彦根市消防本部車両管理規程の一部を改正する訓令 78

条例

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第6号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者および消防長ならびに財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(開示請求書の記載事項)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第4条 法第83条の規定の適用については、同条第1項中「30日以内」とあるのは、「15日以内」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 法第84条の規定の適用については、同条中「60日以内」とあるのは、「45日以内」とする。

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

(費用の徴収)

第7条 開示請求に係る保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関が保有する特定個人情報の開示請求については、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用を減額し、または免除することができる。

(訂正請求書の記載事項)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(利用停止請求書の記載事項)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載することができる。

(彦根市個人情報保護審査会)

第10条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、彦根市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議を行うほか、次に掲げる事項を所掌するものとする。

(1) 彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 第15条の規定による実施機関の諮問および議会個人情報保護条例第50条の規定による議長の諮問に応じ、専門的な知見に基づき意見を述べること。

(3) 実施機関の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 28 条の規定に基づく特定個人情報保護評価に関し、意見を述べること。

- 3 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、個人情報の保護に関する制度に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第 11 条 審査会は、前条第 1 項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、当該諮問をした実施機関(以下この条および次条第 1 項において「諮問実施機関」という。)に対し、法第 78 条第 1 項第 4 号に規定する開示決定等、法第 94 条第 1 項に規定する訂正決定等または法第 102 条第 1 項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第 1 項の規定により提示された保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第 12 条 審査会は、前条第 3 項の規定による資料の提出または法第 106 条第 2 項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条もしくは同項において準用する同法第 76 条の規定による主張書面もしくは資料の提出があったときは、これらの資料または主張書面の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料または主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、同法第 13 条第 4 項に規定する参加人または諮問実施機関をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料または主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第 13 条 審査会の行う第 10 条第 1 項の調査審議の手続は、公開しない。

(議会による審査請求の諮問に係る調査審議)

第 14 条 前 3 条の規定は、議会個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定による審査会への諮問に係る調査審議について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

- 2 前項に規定するもののほか、議会個人情報保護条例第 45 条第 1 項の規定による審査会への諮問に係る調査審議については、規則で定める。

(法第 129 条の規定に基づく諮問)

第 15 条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、法第 129 条の規定に基づき審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合
- (2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(個人情報の取扱いについての調査審議)

- 第16条 審査会は、前条の規定による諮問に応じて調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、必要な資料の提出を求め、または会議への出席を求めてその意見または説明を聴くことができる。
- 2 前項の規定は、議会個人情報保護条例第50条の規定による審査会への諮問について準用する。この場合において、同項中「諮問をした実施機関」とあるのは、「議長」と読み替えるものとする。
(規則への委任)
- 第17条 第10条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。
(運用状況の公表)
- 第18条 市長は、毎年度1回、法の規定に基づく各実施機関における運用の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。
(委任)
- 第19条 この条例に定めるもののほか、法およびこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
(罰則)
- 第20条 第10条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。
付 則
(施行期日)
- 第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。ただし、付則第4条第1項の規定は、公布の日から施行する。
(彦根市個人情報保護条例の廃止)
- 第2条 彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)は、廃止する。
(経過措置)
- 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の彦根市個人情報保護条例(以下「旧個人情報保護条例」という。)第3条第2項、第13条第3項または第13条の2第3項の規定によるその職務または事務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- (1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において旧実施機関から公の施設の指定管理者の指定を受け、その管理の事務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧個人情報保護条例第15条、第15条の2、第30条、第30条の2、第38条または第38条の2の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する自己を本人とする保有個人情報または保有特定個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号または第3号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が

保有していた旧個人情報保護条例第 2 条第 4 号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

第 4 条 市長は、施行日前においても、第 10 条第 4 項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

2 この条例の施行前において旧個人情報保護条例第 50 条第 1 項の規定により市に置かれた同項に規定する彦根市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員であった者に係る同条第 6 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 施行日前に旧審議会に旧個人情報保護条例第 44 条第 1 項の規定による諮問がされた場合および第 50 条第 2 項の規定により旧審議会に意見を聴かれた場合における旧個人情報保護条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。この場合においては、審査会を旧審議会と、審査会の委員を同条第 4 項の規定により市長が委嘱した委員とみなす。

4 施行日以後になされた旧個人情報保護条例第 22 条第 1 項に規定する開示決定等、旧個人情報保護条例第 34 条第 1 項に規定する訂正決定等、旧個人情報保護条例第 42 条第 1 項に規定する利用停止決定等または旧個人情報保護条例第 16 条第 1 項に規定する開示請求、旧個人情報保護条例第 30 条の 3 に規定する訂正請求もしくは旧個人情報保護条例第 38 条の 3 に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る諮問および調査審議については、なお従前の例による。この場合においては、審査会を旧審議会と、審査会の委員を旧個人情報保護条例第 50 条第 4 項の規定により市長が委嘱した委員とみなす。

5 第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

第 5 条 付則第 2 条の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(彦根市情報公開条例の一部改正)

第 6 条 彦根市情報公開条例(平成 14 年彦根市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「議会」の次に「ならびに財産区」を加える。

第 12 条第 1 項中「起算して」を削る。

第 13 条中「起算して」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

(彦根市行政不服審査会条例の一部改正)

第 7 条 彦根市行政不服審査会条例(平成 28 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 法第 81 条第 1 項の規定により設置する機関に関し、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(彦根市行政不服審査法に関する手数料条例の一部改正)

第 8 条 彦根市行政不服審査法に関する手数料条例(平成 28 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「彦根市行政不服審査会」の次に「および彦根市個人情報保護審査会」を加え、同条第 3 項中「彦根市行政不服審査会」の次に「もしくは彦根市個人情報保護審査会」を加える。

(彦根市立児童館条例等の一部改正)

第 9 条 次に掲げる規定中「彦根市個人情報保護条例(平成 16 年彦根市条例第 25 号)第 13 条の 2」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」に改める。

(1) 彦根市立児童館条例(昭和 39 年彦根市条例第 22 号)第 16 条第 2 項

(2) 彦根市駐車場の設置および管理に関する条例(昭和 45 年彦根市条例第 20 号)第 18 条第 2 項

(3) 彦根市観光駐車場条例(昭和 45 年彦根市条例第 32 号)第 15 条第 2 項

(4) 彦根市公園条例(昭和 54 年彦根市条例第 21 号)第 25 条第 2 項

- (5) 彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和56年彦根市条例第3号)第20条第2項
- (6) 彦根市地域体育館の設置および管理に関する条例(昭和58年彦根市条例第21号)第16条第2項
- (7) 彦根市子どもセンターの設置および管理に関する条例(平成元年彦根市条例第5号)第17条第2項
- (8) 彦根市自転車駐車場条例(平成6年彦根市条例第26号)第19条第2項
- (9) ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成8年彦根市条例第2号)第25条第2項
- (10) 彦根市俳遊館の設置および管理に関する条例(平成8年彦根市条例第18号)第15条第2項
- (11) 夢京橋あかり館の設置および管理に関する条例(平成9年彦根市条例第2号)第15条第2項
- (12) みずほ文化センターの設置および管理に関する条例(平成10年彦根市条例第46号)第27条第2項
- (13) 高宮駅コミュニティセンターの設置および管理に関する条例(平成14年彦根市条例第2号)第17条第2項
- (14) 彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例(平成15年彦根市条例第1号)第23条第2項
- (15) 彦根市武道場の設置および管理に関する条例(平成17年彦根市条例第34号)第15条第2項
- (16) 彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例(平成17年彦根市条例第35号)第15条第2項
- (17) 彦根市老人福祉センターの設置および管理に関する条例(平成17年彦根市条例第36号)第16条第2項
- (18) 彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例(平成22年彦根市条例第28号)第20条第2項
- (19) 彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例(令和2年彦根市条例第42号)第25条第2項

井伊直弼公の功績を尊び茶の湯・一期一会の文化を広める条例をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第7号

井伊直弼公の功績を尊び茶の湯・一期一会の文化を広める条例

水と緑の豊かな自然環境に恵まれた彦根は、35万石の家格を誇った井伊家の城下町として、政治、経済および文化について重要な役割を果たしながら繁栄を遂げ、優美なたたずまいの城郭と共に暮らしてきた人々が織り成す歴史的で文化的な風情が残るまちである。

彦根における茶の湯の歴史は深く、井伊家の歴代当主は茶の湯の道を修め、特に13代当主の井伊直弼公は、自身が埋木舎と名付けた屋敷で茶の湯を始め文武にわたる諸芸に打ち込み、後に幕府の大老に就任してからも自らの茶の湯の探求および実践に励んだ。その過程において、井伊直弼公は、利休を始めとする先人たちが築き上げた^わ侘びの茶の原点を見つめ直し、自ら著した

「^{ちやのゆいちえしゅう}茶湯一会集」において、茶の湯の心構えを「一期一会」の言葉に昇華し、世に示した。

現代においてもこのような歴史的な背景から彦根の井伊直弼公ゆかりの地で茶会が催されるときともに、井伊直弼公が愛用した物を含め数多くの歴史的な茶道具、茶書等が彦根城博物館に所蔵されているほか、楽々園には井伊直弼公が茶会を催した茶室が現存し、彦根城表御殿の天光室、玄宮園内の鳳翔台等の茶室も復元されるなど、情緒および風情のある彦根を形成している。私たち彦根市民は、井伊直弼公の文化的功績を尊び、彦根に受け継がれてきた茶の湯の歴

史、伝統、様式等を大切にするとともに、井伊直弼公が世に示した一期一会の精神を継承し、学び、広めていきたい。特に「幾度同じ人との出会いがあったとしても、その場は二度とないということに思いを致せば、全ての出会いは一生に一度限りの機会となる。だからこそ、誠心誠意人や事物に向き合う。」という一期一会の精神は、私たちが現代社会においても大切にしたい心の在り方であり、広く世界に共有しうる普遍的な考え方として後世に伝えていきたい。

また、茶の湯は、書画、工芸、料理、生花、菓子、建造物、庭園など日本のあらゆる文化とつながりを持つ文化であり、茶の湯との関わりを通して、彦根の新たな魅力を創造し、地域の活力を向上させるとともに、茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進を図り、もって市民の心豊かな生活の実現および歴史と伝統を生かした文化の香り高いまちの実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、井伊直弼公の文化的功績を尊び、本市における茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進を図るため、基本理念ならびに市、茶の湯関係者および市民等の役割を明らかにし、もって市民の心豊かな生活の実現および歴史と伝統を生かした文化の香り高いまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 茶の湯・一期一会の文化 茶の湯の歴史、伝統、様式等および一期一会の精神を重んじる社会、生活、活動等をいう。
- (2) 茶の湯関係者 市内において茶の湯に関わる事業または活動を行う法人その他の団体および個人をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるもの(茶の湯関係者を除く。)をいう。
ア 市内に居住し、または市内に存する学校、事業所等に通学し、もしくは通勤する者
イ 市内に活動の拠点を有する団体および当該団体に属する者(アに規定する者を除く。)

(基本理念)

第3条 市、茶の湯関係者および市民等は、彦根に受け継がれてきた茶の湯の歴史、伝統、様式等および一期一会の精神に注目し、茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進に係る施策等を推進するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 茶の湯・一期一会の文化に関する情報の収集および発信
- (2) 茶の湯・一期一会の文化に親しむ機会の提供
- (3) 茶の湯・一期一会の文化を生かした産業および観光の振興
- (4) 茶の湯・一期一会の文化に関する文化財の保存および活用
- (5) 茶の湯・一期一会の文化に関する教育および学習の機会の提供
- (6) その他の茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進のために必要な施策

(茶の湯関係者の役割)

第5条 茶の湯関係者は、茶の湯・一期一会の文化への理解を深め、自らの事業または活動を通じて市内外に働きかけるなど、茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進が図られるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、茶の湯・一期一会の文化に親しむことにより、茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進が図られるよう努めるものとする。

(市、茶の湯関係者および市民等の協力)

第7条 市、茶の湯関係者および市民等は、それぞれが実施する茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進に係る施策等に協力するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第8号

彦根市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

彦根市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年彦根市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「240,000円」を「260,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第9号

彦根市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

(彦根市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 彦根市特別職報酬等審議会条例(昭和39年彦根市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部」を「人事部」に改める。

(彦根市都市計画審議会条例の一部改正)

第2条 彦根市都市計画審議会条例(昭和44年彦根市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「歴史まちづくり部」を「都市政策部」に改める。

(彦根市文化財保護条例の一部改正)

第3条 彦根市文化財保護条例(昭和47年彦根市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第23条第4項中「歴史まちづくり部」を「観光文化戦略部」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第10号

彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年彦根市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 一般社団法人近江鉄道線管理機構

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第11号

彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例

彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例(令和2年彦根市条例第32号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第12号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成12年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の表(12)の項の次に次のように加える。

(12)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	27,000円
--	---------

第3条の表(13)の項の次に次のように加える。

(13)の2 法第53条第4項または第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	33,000円
---	---------

第3条の表(15)の項中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同表(16)の項の次に次のように加える。

(16)の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	160,000円
--	----------

第3条の表(17)の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表(33)の項アおよび(35)の項ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同表(36)の項中「建築の」を「新築または一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表(37)の項中「の建築物」の次に「の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物」を加え、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る」に改め、同表(38)の項中「建築の」を「新築または一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同項ア中「を除く」を「以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等に係る建築物に限る」に改める。

第3条の6の表(1)の項イを次のように改める。

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	45,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、8,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、8,000円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、13,000円)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,	121,000円(評価書面の添付がなさ

000平方メートル未満のもの	れたものにあっては、23,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	197,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、46,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	278,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、80,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	534,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、126,000円)
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	936,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、188,000円)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,709,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、283,000円)
(イ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、8,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	25,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、8,000円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、13,000円)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	61,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、23,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、46,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、80,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	277,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、126,000円)
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	464,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、188,000円)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	808,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、283,000円)

第3条の6の表備考1中「であって、建築物の用途に応じて」を「として」に改め、同表備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 この表において「誘導性能基準」および「誘導仕様基準」とは、建築物のエネルギー消費性能を評価する基準として規則で定めるものをいう。

第3条の7の表(2)の項イを次のように改める。

イ 申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	

a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	43,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、6,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	47,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、6,000円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	76,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、11,000円)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、21,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、44,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、78,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	532,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、124,000円)
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	934,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、186,000円)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,707,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、282,000円)
(イ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき。	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、6,000円)
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、6,000円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	36,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、11,000円)
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	59,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、21,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、44,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	152,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、78,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	275,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、124,000円)
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	462,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、186,000円)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	807,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、282,000円)

第3条の7の表(6)の項イ(イ)中「場合」の次に「に限る。」を加え、同表備考2中「、「モデル住宅法」および「フロア入力法」を「および「モデル住宅法およびフロア入力法」に、「であって、建築物の用途に応じて」を「として」に改め、同表中8を削り、7を8とし、4から6までを5から7までとし、同表備考3(1)中「7」を「8」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

- 3 この表において「誘導性能基準」、「誘導仕様基準」、「性能基準」および「仕様基準」とは、建築物のエネルギー消費性能を評価する基準として規則で定めるものをいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定(同表(15)の項の改正規定を除く。)は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第13号

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例

彦根市議会委員会条例(昭和42年彦根市条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「第15条(招集)」を「第15条(招集) 第15条の2(委員会の開催方法の特例)」に改める。

第2条第1項第1号中「文化スポーツ部」を「スポーツ部」に改め、「総務部」の次に「、人事部」を加え、同項第3号中「市民環境部」の次に「、観光文化戦略部」を加え、「都市建設部」を「建設部」に、「歴史まちづくり部」を「都市政策部」に改める。

第5条ただし書を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

(委員会の開催方法の特例)

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延または災害等の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難であると認めるときは、映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の規定による秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会の開催場所に参集して出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の開会の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員長または委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして委員会に出席しているときは、当該委員長または委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第21条に次の2項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で委員会に出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出をして、オンラインによる方法で委員会に出席した者は、委員会の開催場所に参集して出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第25条に次の2項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

4 前項の規定によりオンラインによる方法で公聴会に出席した公述人は、公聴会の開催場所に参集して出席したものとみなして、この条例(第28条ただし書を除く。)の規定を適用する。

第29条第3項中「第26条、第27条および第28条」を「前3条」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。
- 4 前項の規定によりオンラインによる方法で委員会に出席した参考人は、委員会の開催場所に参集して出席したものとみなして、この条例(次項において準用する前条ただし書を除く。)の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の彦根市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき在任する企画総務消防常任委員会および市民産業建設常任委員会の委員長、副委員長および委員は、それぞれ改正後の彦根市議会委員会条例の規定に基づく企画総務消防常任委員会および市民産業建設常任委員会の委員長、副委員長および委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定に基づく企画総務消防常任委員会および市民産業建設常任委員会の委員の残任期間とする。

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第14号

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第1条 彦根市市税条例(昭和25年彦根市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「または第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項および第5項中「第22号の4様式」の次に「または第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「または第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項および第5項ならびに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「または第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第5条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第7条中「、第63条または第64条」を「または第63条」に、「、第63条もしくは第64条」を「もしくは第63条」に改める。

付則第7条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項を次のように改める。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第7条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積
- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第12条の2の前の見出しおよび同条を削り、付則第12条の2の2に見出しとして「(軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例)」を付し、同条を付則第12条の2とし、付則第12条の2の3を付則第12条の2の2とする。

付則第12条の6第3項を削る。

付則第13条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第13条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

付則第14条の2第1項および第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

(彦根市都市計画税条例の一部改正)

第2条 彦根市都市計画税条例(昭和33年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第1条の2の見出し中「附則第15条第33項等」を「附則第15条第32項等」に改め、同条第1項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第2項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第3項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第4項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第11条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項もしくは第44項」を「第9項、第13項か

ら第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項もしくは第46項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の彦根市市税条例(次条第2項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の彦根市市税条例付則第12条の2および第12条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第13条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の彦根市都市計画税条例(次項において「新都市計画税条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新都市計画税条例付則第11条の規定の適用については、同条中「、第43項もしくは第46項」とあるのは、「もしくは第43項」とする。

訓 令

彦根市訓令第2号

彦根市統合型地理情報システム管理運用規程および彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市統合型地理情報システム管理運用規程および彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

(彦根市統合型地理情報システム管理運用規程の一部改正)

第1条 彦根市統合型地理情報システム管理運用規程(平成26年彦根市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項ただし書中「外部提供を受けようとする者に測量法、著作権法(昭和45年法律第48号)等の法令の規定ならびに彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号)、彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)およびこの規程の規定を遵守させ、これらの規定に十分留意して利用させる」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該共有空間データが個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 60 条に規定する保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)に該当する場合において、同法の規定に基づき外部提供をするとき。
 - (2) 当該共有空間データが保有個人情報に該当しない場合において、当該外部提供を受けようとする者に測量法、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)等の法令の規定ならびに彦根市情報公開条例(平成 14 年彦根市条例第 56 号)およびこの規程の規定を遵守させ、これらの規定に十分留意して利用させるとき。
- 別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号(第 17 条関係)

年 月 日

貸出責任者 _____ 様

住所
 商号または名称
 代表者
 借用責任者 _____ 連絡先 _____

共用空間データ借用書

次のとおり、借用条件を遵守し共用空間データを借用します。

業務名 (システム名)						
借用目的						
借用期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
借用条件						
借用データ (属性項目)	形 式	縮 尺	作成年度	媒体 (枚数)	業者等 受領日	担当課 返納日
					/	/
					/	/
					/	/
					/	/

(彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部改正)

第 2 条 彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程(平成 27 年彦根市訓令第 5 号)の一部を次の

ように改正する。

第5条第1項中「彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改め、同条第2項中「彦根市個人情報保護条例第10条第1項ただし書」を「個人情報の保護に関する法律第69条第2項」に改める。

付 則

この訓令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市訓令第3号

彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令

彦根市事務決裁規程(平成19年彦根市訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「事務の執行に当たって、」を削り、「事項のうち」を「事項が」に、「必要とするもの」を「必要とするものである場合」に改め、「関係部課長」の次に「(別表第1から別表第3までに合議先の定めがある場合にあつては、当該合議先の部課長を含む。)」を加え、同条第2項中「により合議をしなければならない事項のうち」を「にかかわらず」に、「支出負担行為伺い」を「予算執行伺い」に改め、同条第3項中「第1項の規定により合議をしなければならない事項のうち」を「前2項の規定にかかわらず」に改め、「総務部長」の次に「または総務課長」を加える。

別表第1中「第3条、第4条関係」を「第3条、第4条、第7条関係」に改め、同表事務の管理の部6の項を次のように改める。

6	意見公募手続の実施			○		企画振興部長 (まちづくり推進課長)	
---	-----------	--	--	---	--	-----------------------	--

別表第1条例、規則等の部8の項から12の項までを次のように改める。

8	訓令および告示(例規集に登載するものに限る。)の制定改廃			○		総務課長	財政負担を伴うものは財政課長に合議
9	8のうち重要なもの	○				総務部長 (総務課長)	財政負担を伴うものは財政課長に合議
10	告示(例規集に登載するものを除く。)および公告				○	総務課長	財政負担を伴うものは財政課長に合議
11	10のうち重要なもの			○		総務課長	財政負担を伴うものは財政課長に合議
12	事務の処理基準、要綱、要領等の制定改廃				○		財政負担を伴うものは財政課長に合議

別表第1訴訟等の部13の2の項を次のように改める。

13の2	行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審理員の指名			○		人事課長	
------	--------------------------------	--	--	---	--	------	--

別表第1事務の執行の部30の項および30の2の項を次のように改める。

30 後援等の承認					○		
30の2 後援等の事業実施報告					○		

別表第1事務の執行の部30の2の項の次に次のように加える。

30の3 30および30の2のうち重要なもの					○		
------------------------	--	--	--	--	---	--	--

別表第1財務関係の部64の項中「減額調定は財政課長に合議」を削り、同部66の項および67の項中「出納室長」を削り、同部68の項を次のように改める。

68 国、県等支出金等に関する実績報告書および額の確定通知書					○		実績報告書は財政課長に合議
--------------------------------	--	--	--	--	---	--	---------------

別表第1財務関係の部70の項中「財政課長」を削り、同部74の2の項中「財政課長、」を削り、同部75の項中「 総務部長 (財政課長) 」を削り、同表財産関係の部80の項中「、財政課長」を削り、同部81の項および81の2の項を次のように改める。

81 行政財産の目的外使用(次項に規定する場合を除く。)の許可(使用料の決定を含む。)					○		総務部長 (公有財産管理課長)
81の2 行政財産の目的外使用のうち更新(重要な変更がある場合を除く。)					○		公有財産管理課長

別表第1財産関係の部86の項中「貸付け」の次に「(次項に規定する場合を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

86の2 普通財産の貸付け(貸付料の決定を含む。)のうち貸付期間の延長または更新					○		公有財産管理課長
--	--	--	--	--	---	--	----------

別表第1財産関係の部91の項中「財政課長」を削り、同表契約関係の部93の項中「の締結」を削り、同部94の項中「不要品」を「不用品」に改める。

別表第2中「第3条、第4条関係」を「第3条、第4条、第7条関係」に改め、同表歳出予算の流用申請の部30万円未満の項を次のように改める。

30万円未満					○		財政課長
--------	--	--	--	--	---	--	------

別表第2予算執行伺いおよび支出負担行為決議の部工事の執行の款5,000万円を超えるものの項および3,000万円以上5,000万円未満の項を次のように改める。

5,000万円を超えるもの	○					総務部長 (財政課長) 契約監理室長 会計管理者	会計管理者への合議は、支出負担行為決議に限る。
3,000万円以上5,000万円未満		○				総務部長 (財政課長) 契約監理室長 会計管理者	会計管理者への合議は、支出負担行為決議に限る。

別表第2予算執行伺いおよび支出負担行為決議の部工事の執行の款130万円以下の項中「財政課長」を削り、同部工事の執行以外の款1,000万円を超えるものの項および500万円以上1,000万円未満の項を次のように改める。

1,000万円を超えるもの	○					総務部長	会計管理者へ
---------------	---	--	--	--	--	------	--------

					(財政課長) 契約監理室長 会計管理者	の合議は、支出負担行為決議に限る。
500万円以上1,000万円未満		○			総務部長 (財政課長) 契約監理室長 会計管理者	会計管理者への合議は、支出負担行為決議に限る。

別表第2 公有財産の取得または売払いの決定の部500万円未満の項を次のように改める。

200万円以上500万円未満		○			総務部次長 (公有財産管理課長、財政課長)	
100万円以上200万円未満			○		公有財産管理課長、財政課長	
100万円未満				○	公有財産管理課長、財政課長	

別表第2 物件、労力その他の供給に係る契約の部5,000万円を超えるものの項および3,000

万円以上5,000万円未満の項中 「 総務部長 (財政課長) 」 を削り、同部500万円以上3,000万円未満の項中 「 総務部次長 (財政課長) 」 を削り、同部300万円以上500万円未満の項および300万円未満の項中「財政課長」を削り、同表不用品の処分の部100万円以上の項中「契約監理室長」を削り、同表工事の契約の部5,000万円を超えるものの項および3,000万円以上5,000万円未満の項中 「 総務部長 (財政課長) 」 を削り、同部300万円以上3,000万円未満の項中 「 総務部次長 (財政課長) 」 を削り、同部300万円未満の項中「財政課長」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 予算執行伺いおよび支出負担行為決議の部工事の執行以外の項の合議については、総務部長が指定するものに限る。

別表第3中「第3条、第4条関係」を「第3条、第4条、第7条関係」に改める。

付 則

- この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和5年3月27日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、令和5年度以後の年度の予算に係る事務の処理について適用し、令和4年度以前の年度の予算に係る事務の処理については、なお従前の例による。

彦根市訓令第4号

彦根市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

彦根市職員被服貸与規程(昭和46年彦根市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

「

別表調理、炊事およびこれに付随する業務に従事する職員の項中

調理服	2着
-----	----

12箇月		を	調理服(調理室内)	2着	12箇月	
			調理服(調理室外)	1着	48箇月	

に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市訓令第5号

彦根市備品管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市備品管理規程の一部を改正する訓令

彦根市備品管理規程(平成12年彦根市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第11条中「には」を「については」に改め、「、契約監理室長に合議の上、廃棄または売却等の処分を決定しなければならないものとし」および「、物品管理者は」を削り、「作成の上、売却の場合は契約監理室長に合議し、」を「作成し、廃棄または売却等の」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市訓令第6号

彦根市契約事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市契約事務取扱規程の一部を改正する訓令

彦根市契約事務取扱規程(平成11年彦根市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「入札(見積り)執行および契約依頼書(別記様式第3号。以下「依頼書」という。)に当該事業執行伺書および指名業者に送付する」を「当該事業執行伺書に」に改め、同条第2項中「依頼書」を「事業執行伺書」に改め、「、入札(見積り)執行通知書(別記様式第4号)により工事担当部課長に通知するとともに」を削り、同条第4項中「場合」を「ときは」に、「変更契約締結依頼書(別記様式第3号の2)により」を「事業執行伺書を」に、「、契約上」を「契約上」に改め、「変更契約締結依頼書(通知)(別記様式第4号の2)により工事担当部課長に通知するとともに」を削る。

第5条の2第4項中「工事担当部長」の次に「(参事)」を加え、「および副主幹」を「、副主幹および主査」に、「この場合」を「この場合において」に改める。

第8条第2項中「依頼書に」および「添えて」を削り、同条第3項中「依頼書」を「事業執行伺書」に改める。

別記様式第3号から別記様式第4号の2までを次のように改める。

別記様式第3号から別記様式第4号の2まで 削除

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市訓令第7号

市長直轄組織および部内の庶務に関する事務を担当する課の指定等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

市長直轄組織および部内の庶務に関する事務を担当する課の指定等の一部を改正する訓

令

(市長直轄組織および部内の庶務に関する事務を担当する課の指定の一部改正)

第1条 市長直轄組織および部内の庶務に関する事務を担当する課の指定(昭和37年彦根市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

本則の表文化スポーツ部の項中「文化スポーツ部」を「スポーツ部」に改め、同表総務部の項の次に次のように加える。

人事部	人事課	人事研修係
-----	-----	-------

本則の表子ども未来部の項の次に次のように加える。

観光文化戦略部	観光交流課	観光交流係
---------	-------	-------

本則の表都市建設部の項中「都市建設部」を「建設部」に改め、同表歴史まちづくり部の項中「歴史まちづくり部」を「都市政策部」に改める。

(彦根市職員の服務に関する規程の一部改正)

第2条 彦根市職員の服務に関する規程(昭和40年彦根市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第14条および別記様式第6号中「総務部長」を「人事部長」に改める。

(彦根市部長会議規程の一部改正)

第3条 彦根市部長会議規程(昭和42年彦根市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) スポーツ部長

第4条第1項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 人事部長

第4条第1項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 観光文化戦略部長

第4条第1項第12号を次のように改める。

(12) 建設部長

第4条第1項中第18号を第19号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 都市政策部長

(彦根市庁舎防火管理規程の一部改正)

第4条 彦根市庁舎防火管理規程(昭和47年彦根市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「文化スポーツ部長、総務部長、市民環境部長」を「スポーツ部長、総務部長、人事部長、市民環境部長、観光文化戦略部長」に、「都市建設部長、歴史まちづくり部長」を「建設部長、都市政策部長」に、「建築住宅課長」を「建築課長」に改める。

(彦根市建設工事等契約審査委員会規程の一部改正)

第5条 彦根市建設工事等契約審査委員会規程(平成3年彦根市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号および第3号中「都市建設部、歴史まちづくり部」を「建設部、都市政策部」に改める。

第6条第3項中「ならびに都市建設部、歴史まちづくり部」を「、文化財課ならびに建設部、都市政策部」に改め、同項ただし書中「および農林水産課」を「、農林水産課および文化財課」に改める。

(彦根市入札参加停止審査委員会規程の一部改正)

第6条 彦根市入札参加停止審査委員会規程(平成11年彦根市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「都市建設部長、歴史まちづくり部長」を「建設部長、都市政策部長」に改める。

(彦根市人権施策推進本部設置規程の一部改正)

第7条 彦根市人権施策推進本部設置規程(平成23年彦根市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「文化スポーツ部長」を「スポーツ部長」に改め、同表総務部長の項の次に次のように加える。

人事部長

別表子ども未来部長の項の次に次のように加える。

観光文化戦略部長

別表中「都市建設部長」を「建設部長」に、「歴史まちづくり部長」を「都市政策部長」に改める。

(彦根市職員公舎貸付規程の一部改正)

第8条 彦根市職員公舎貸付規程(平成24年彦根市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部人事課」を「人事部人事課」に改める。

(彦根市空き家等対策検討会議運営規程の一部改正)

第9条 彦根市空き家等対策検討会議運営規程(平成25年彦根市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「都市建設部長」を「都市政策部長」に改め、同条第3項中「建築住宅課長」を「住宅課長」に改める。

第6条中「都市建設部建築住宅課」を「都市政策部住宅課」に改める。

別表中「まちづくり推進室長」を「まちづくり推進課長」に改める。

(彦根市庄堺公園管理事務所設置規程の一部改正)

第10条 彦根市庄堺公園管理事務所設置規程(平成25年彦根市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「歴史まちづくり部都市計画課」を「都市政策部都市計画課」に改める。

(彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部改正)

第11条 彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程(平成27年彦根市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表都市建設部の項を次のように改める。

都市政策部	住宅課
-------	-----

(彦根市事務処理規程の一部改正)

第12条 彦根市事務処理規程(平成29年彦根市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2秘書課の項の次に次のように加える。

秘書課営業戦略室	営戦
----------	----

別表第2国スポ・障スポ推進課の項および文化振興課の項を次のように改める。

国スポ・障スポ総務課	国障ス総
------------	------

国スポ・障スポ競技課	国障ス競
------------	------

別表第2高宮地域文化センターの項、人事課の項および働き方・業務改革推進課の項を削り、同表高宮出張所の項の次に次のように加える。

人事課	人
-----	---

働き方・業務改革推進課	働
-------------	---

別表第2少年センターの項の次に次のように加える。

観光交流課	観
-------	---

エンタテインメント課	E T
------------	-----

エンタテインメント課フィルムコミッション室	F C
-----------------------	-----

エンタテインメント課ひこにゃんブランド推進室	ひこ
------------------------	----

文化財課	文
------	---

文化財課歴史民俗資料室	文
-------------	---

文化財課彦根城世界遺産登録推進室	世
------------------	---

文化振興課	文振
-------	----

高宮地域文化センター	高文
------------	----

別表第2観光交流課の項から観光交流課ひこにゃんブランド推進室の項までを削り、同表道路河川課国・県事業対策室の項の次に次のように加える。

市街地整備課	市整
建築課	建築

別表第2建築指導課の項から建築住宅課の項までを削り、同表都市計画課の項の次に次のように加える。

都市計画課稲枝駅西側開発調整室	稲西開
建築指導課	建指
建築指導課景観まちなみ室	景ま
交通政策課	交政
住宅課	住宅

別表第2景観まちなみ課の項から文化財課彦根城世界遺産登録推進室の項までを削る。

(彦根市働き方・業務改革推進本部設置規程の一部改正)

第13条 彦根市働き方・業務改革推進本部設置規程(平成29年彦根市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部長」を「人事部長」に改める。

第6条第1項中「総務部」を「人事部」に改める。

別表第1中「文化スポーツ部長」を「スポーツ部長」に改め、同表総務部長の項の次に次のように加える。

人事部長

別表第1子ども未来部長の項の次に次のように加える。

観光文化戦略部長

別表第1中「都市建設部長」を「建設部長」に、「歴史まちづくり部長」を「都市政策部長」に改め、同表会計管理者の項の次に次のように加える。

議会事務局長
消防長

別表第2ワークスタイル部会の項中「総務部長」を「人事部長」に改める。

(彦根市統合型GIS推進委員会の組織および委員に関する規程の一部改正)

第14条 彦根市統合型GIS推進委員会の組織および委員に関する規程(令和2年彦根市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第3号中「都市建設部建設管理課技術管理室」を「建設部建設管理課技術管理室」に、「歴史まちづくり部都市計画課」を「都市政策部都市計画課」に改める。

(彦根市美術展覧会規程の一部改正)

第15条 彦根市美術展覧会規程(令和3年彦根市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項ただし書中「文化スポーツ部長」を「観光文化戦略部長」に改める。

第11条中「文化スポーツ部文化振興課」を「観光文化戦略部文化振興課」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市訓令第8号

彦根市男女共同参画社会づくり推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市男女共同参画社会づくり推進本部設置規程の一部を改正する訓令

彦根市男女共同参画社会づくり推進本部設置規程(平成5年彦根市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特別本部員

第3条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 特別本部員は、本部長が指名した者とする。

第4条第3項中「本部員」の次に「および特別本部員」を加える。

第5条第3項中「および本部員」を「、本部員および特別本部員」に改める。

別表第1中「文化スポーツ部長」を「スポーツ部長」に、「総務部長」を「総務部長
人事部長」

に、「子ども未来部長」を「子ども未来部長」に、「都市建設部長」を「建設部長」
観光文化戦略部長

に、「歴史まちづくり部長」を「都市政策部長」に改める。

別表第2中「文化スポーツ部次長」を「スポーツ部次長」に、「総務部次長」を「総務部
人事部

次長に、「子ども未来部次長」を「子ども未来部次長」に、「都市建設部次長」を「
次長」観光文化戦略部次長

建設部次長」に、「歴史まちづくり部次長」を「都市政策部次長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公 告

農業振興地域整備計画変更案についての縦覧公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、彦根農業振興地域整備計画の一部を変更するので、同条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の一部変更案を下記のとおり縦覧に供する。

彦根市に住所を有する者は、同条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する一部変更案について、彦根市に対して意見書を提出することができる。彦根市は、意見書が提出された場合、同法第12条第1項の規定により意見書の要旨および意見書の処理の結果を公告するものとする。

また、当該農用地利用計画の一部変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に彦根市に書面にてこれを申し出ることができる。

令和5年3月17日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 農業振興地域整備計画の名称
彦根農業振興地域整備計画
- 2 変更する内容
農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画
- 3 彦根農業振興地域整備計画の変更理由
経済事情の変動その他情勢の推移
- 4 農用地利用計画の一部変更案の縦覧公告
令和5年3月17日から同年4月17日まで
- 5 農用地利用計画の一部変更案の縦覧場所
彦根市元町4番2号 彦根市役所産業部農林水産課
- 6 意見書の提出先
彦根市元町4番2号 彦根市役所産業部農林水産課

都市公園区域変更公告

都市公園の区域を変更するので、彦根市公園条例(昭和54年彦根市条例第21号)第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月20日

彦根市長 和田裕行

- 1 都市公園の名称
金亀公園
- 2 都市公園の位置
彦根市金亀町地内
- 3 変更する区域
別紙図面のとおり
- 4 変更する区域の供用開始の期日
令和5年4月1日
- 5 その他
関係図面は、歴史まちづくり部都市計画課に備え置き、縦覧に供する。

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和5年3月20日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

議会規則

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

彦根市議会議長 赤井康彦

彦根市議会規則第1号

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則

彦根市議会会議規則(昭和42年彦根市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第86条(定足数に関する措置)」を「第86条(定足数に関する措置)に、「第86条の2(出席委員に関する措置)」

第123条(起立による表決)を「第123条(起立または挙手による表決)」に改める。

第2章第1節中第86条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第86条の2 この章における出席委員には、彦根市議会委員会条例(昭和42年彦根市条例第23号。以下「条例」という。)第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席し、同条第3項の規定により当該委員会の開催場所に参集して出席したものとみなされた委員を含むものとする。

第109条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第110条に次の1項を加える。

2 条例第15条の2第1項の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長がオンラインによる方法で参加しているときは、前項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければ」とあるのは「委員長として議事を進行しなければ」とし、同項ただし書中「委員長席に復する

ことが」とあるのは「委員長として議事を進行することが」とする。

第121条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、この限りでない。

第123条の見出し中「起立」の次に「または挙手」を加え、同条第1項中「起立させ」の次に「(オンラインによる方法で出席している委員にあつては挙手させ)」を、「起立者」の次に「(オンラインによる方法で出席している委員のうち挙手をした者を含む。第3項において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、オンラインによる方法で出席している委員がある場合において、委員長が起立者の多少を認定しがたいときまたは委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、電磁的に記録した映像の確認により起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第124条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第15条の2第1項の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれている場合は、投票で表決をとることができない。

第129条ただし書中「起立」の次に「(オンラインによる方法で出席している委員にあつては、挙手)」を加える。

第134条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第158条の2中「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法」を「オンラインによる方法」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議会訓令

彦根市議会訓令第1号

彦根市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月23日

彦根市議会議長 赤井康彦

彦根市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格および皮膚の色ならびに目、鼻、口その他の顔の部位の位置および形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉ならびに声道の形状およびその変化

オ 歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひらまたは手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋または掌紋

- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号および同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号および同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号および同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号および加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号および組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号および被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号および保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴または犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」と

いう。)により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者または被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失もしくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、または発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、または発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、または発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害またはそのおそれの有無およびその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項の議長が定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限および責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止す

るために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるものおよび同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項および第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、またはその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルまたは同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用または選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員または当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者またはアに掲げる者の被扶養者または遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者および前号アまたはイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的および記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的および記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(別記様式第1号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項または第39条第2項の規定により提示し、または提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書または利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者または利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名および住所または居所と同一の氏名および住所または居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本

国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、または提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求または利用停止請求(以下この項および次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項または第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、または提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の通知)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間および場所ならびに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数および送付に要する費用

(開示決定通知書等)

第12条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書(別記様式第2号)とする。

- 2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(別記様式第3号)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記様式第4号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第5号)とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(条例第27条第1項適用)(別記様式第6号)により行うものとする。

- 2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書(条例第27条第2項適用)(別記様式第7号)とする。

- 3 条例第27条第1項または第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(別記様式第8号)とする。

4 議長は、条例第27条第1項または第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別およびその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書(別記様式第9号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、議長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープまたは録音ディスク 当該録音テープまたは録音ディスクを市が保有する機器により再生したものの聴取または録音カセットテープに複写した物の交付
- (2) ビデオテープまたはビデオディスク 当該ビデオテープまたはビデオディスクを市が保有する機器により再生したものの視聴またはビデオカセットテープに複写した物の交付
- (3) その他の電磁的記録 次に掲げる方法で市が保有する機器およびプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの
ア 当該電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧またはその写しの交付
イ 当該電磁的記録を再生したものの閲覧もしくは視聴または複写した物の交付

2 前項に規定する方法による電磁的記録の開示にあっては、電磁的記録の保存に支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該電磁的記録を複写した物により行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨および当該部分ごとの開示の実施の方法)
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨および当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(費用の負担)

第18条 条例第30条に規定する写しの作成および送付に要する費用の額は、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第〇号)第7条の規定の例によるものとする。

(訂正請求書)

第19条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記様式第10号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

- 第20条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第11号)とする。
- 2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(別記様式第12号)とする。
(訂正決定等期限延長通知書)
- 第21条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記様式第13号)とする。
(訂正決定等期限特例延長通知書)
- 第22条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記様式第14号)とする。
(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)
- 第23条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別記様式第15号)とする。
(利用停止請求書)
- 第24条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第16号)によるものとする。
(利用停止決定通知書等)
- 第25条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第17号)とする。
- 2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(別記様式第18号)とする。
(利用停止決定等期限延長通知書)
- 第26条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(別記様式第19号)とする。
(利用停止決定等期限特例延長通知書)
- 第27条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(別記様式第20号)とする。
(諮問をした旨の通知書)
- 第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(別記様式第21号)により行うものとする。
- 付 則
(施行期日)
- 1 この規程は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。
(彦根市個人情報保護条例の施行に関する議会規程の廃止)
- 2 彦根市個人情報保護条例の施行に関する議会規程(平成17年彦根市議会訓令第1号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「彦根市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年彦根市議会訓令第1号)の施行後遅滞なく」とする。

別記

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

彦根市議会議長 様

(ふりがな)

氏 名

住所または居所

〒

TEL ()

保有個人情報開示請求書

彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

[Empty box for specifying personal information to be disclosed]

個人番号を含む保有個人情報 (該当する場合は、にレ印を付してください。)

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

(1)または(2)に○印を付してください。(1)を選択した場合は、実施の方法および希望日を記載してください。

(1) 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他()
 <実施の希望日> 年 月 日

(2) 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

(1) 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

(2) 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カードまたは住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他()
 ※請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

(3) 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合のみ記載してください。)
 ア 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
任意代理人委任者
 イ (ふりがな)
 本人の氏名
 ウ 本人の住所または居所

(4) 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書

その他()

(5) 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、または提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他()

様式第2号(第12条関係)

第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第24条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報(全部開示 ・ 部分開示)
- 2 不開示とした部分およびその理由
- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等(同封の説明事項をお読みください。)
 - (1) 開示の実施の方法等
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日時および場所
期間 月 日から 月 日まで(土曜日、日曜日および祝祭日を除く。)
時間
場所
 - (3) 写しの作成および送付に要する費用(見込額)、写しの送付の準備日数等

※ 経済的困難その他特別の理由により保有特定個人情報の開示に係る写しの作成および送付に要する費用の免除を求める場合は、あらかじめ彦根市議会議長が指定する申請書を提出してください。

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市議会議長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日

の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

本件連絡先

〇〇〇〇〇〇

様式第3号(第12条関係)

第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示をしないこととした理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市議会議長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

本件連絡先

〇〇〇〇〇〇

様式第4号(第13条関係)

第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 延長後の期間
日(開示決定等の期限 年 月 日)
- 3 延長の理由

本件連絡先

〇〇〇〇〇〇

様式第5号(第14条関係)

第 年 月 日 号

(開示請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 条例第26条第1項の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由
- 3 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。

年 月 日

本件連絡先

〇〇〇〇〇〇

様式第 6 号(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

(第三者利害関係人) 様

彦根市議会議長



第三者意見照会書(条例第 27 条第 1 項適用)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年彦根市条例第 1 号)第 19 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 27 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日 年 月 日
- 3 開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先

連絡先

- 5 意見書の提出期限 年 月 日

本件連絡先

〇〇〇〇〇〇

様式第 7 号(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

(第三者利害関係人) 様

彦根市議会議長



第三者意見照会書(条例第 27 条第 2 項適用)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年彦根市条例第 1 号)第 19 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 27 条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いしま

す。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日 年 月 日
- 3 条例第27条第2項第1号または第2号の規定の適用区分およびその理由
適用区分 第1号 第2号
適用理由
- 4 開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先

連絡先

- 6 意見書の提出期限 年 月 日

本件連絡先

〇〇〇〇〇〇

様式第8号(第15条関係)

年 月 日

彦根市議会議長 様

(ふりがな)

氏名または名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所または居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示に関しての御意見
保有個人情報を開示されることについて支障がない。
保有個人情報を開示されることについて支障がある。
(1) 支障(不利益)がある部分

(2) 支障(不利益)の具体的理由
- 3 連絡先

様式第9号(第15条関係)

第 号
年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

彦根市議会議長



開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等)から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第27条第3項の規定により通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 開示することとした理由
- 3 開示決定をした日 年 月 日
- 4 開示を実施する日 年 月 日

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市議会議長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

本件連絡先

〇〇〇〇〇〇

様式第10号(第19条関係)

年 月 日

彦根市議会議長 様

(ふりがな)

氏 名

住所または居所

〒

TEL ()

保有個人情報訂正請求書

彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年彦根市条例第 1 号)第 34 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 訂正請求の趣旨
- 3 訂正決定をする内容および理由
(訂正内容)
(訂正理由)

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、彦根市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市議会議長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して 1 年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することが
できなくなります。ただし、1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴え
は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提
起することができます。

本件連絡先
〇〇〇〇〇〇

様式第 12 号(第 20 条関係)

第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年彦根市条例第 1 号)第 34 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 訂正をしないこととした理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、彦根市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市議会議長とな

ります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することが
できなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴え
は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提
起することができます。

本件連絡先

〇〇〇〇〇〇

様式第13号(第21条関係)

第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保
護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決
定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 延長後の期間
日(訂正決定等の期限 年 月 日)
- 3 延長の理由

本件連絡先

〇〇〇〇〇〇

様式第14号(第22条関係)

第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の
保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第36条第1項の規定により、下記のとおり訂正
決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 条例第36条第1項の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由
- 3 訂正決定等をする期限 年 月 日

本件連絡先
 ○○○○○○

様式第15号(第23条関係)

第 号
 年 月 日

(他の行政機関の長等) 様

彦根市議会議長



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の行政機関の長等)に提供している下記の保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報
(氏名、住所等)
- 3 訂正請求の趣旨
- 4 訂正決定をする内容および理由
(訂正内容)

(訂正理由)

本件連絡先
 ○○○○○○

様式第16号(第24条関係)

年 月 日

彦根市議会議長 様

(ふりがな)
 氏 名
 住所または居所
 〒
 TEL ()

保有個人情報利用停止請求書

彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年彦根市条例第 1 号)第 39 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止に関する事項

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号等 年 月 日付け 号 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 <input type="checkbox"/> 個人番号を含む保有個人情報 (該当する場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を付してください。)
利用停止請求の趣旨および理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 38 条第 1 項第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 38 条第 1 項第 2 号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

(1) 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。
(3) 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合のみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ (ふりがな) 本人の氏名 ウ 本人の住所または居所
(4) 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
(5) 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、または提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

様式第 17 号(第 25 条関係)

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年彦根市条例第 1 号)第 41 条第 1 項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 利用停止請求の趣旨
- 3 利用停止決定をする内容および理由
(利用停止決定の内容)
(利用停止の理由)

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、彦根市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市議会議長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

本件連絡先

〇〇〇〇〇〇

様式第 18 号(第 25 条関係)

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年彦根市条例第 1 号)第 41 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 利用停止をしないこととした理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市議会議長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することが
できなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴え
は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提
起することができます。

本件連絡先
○○○○○○

様式第19号(第26条関係)

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情
報の保護に関する条例(令和5年彦根市条例第1号)第42条第2項の規定により、下記のとおり
利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 延長後の期間
日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
- 3 延長の理由

本件連絡先
○○○○○○

様式第20号(第27条関係)

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

彦根市議会議長



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年彦根市条例第 1 号)第 43 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
- 2 条例第 43 条第 1 項の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由
- 3 利用停止決定等をする期限 年 月 日

本件連絡先
〇〇〇〇〇〇

様式第 21 号(第 28 条関係)

第 号
年 月 日

様

彦根市議会議長



個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの審査請求については、次のとおり彦根市個人情報保護審査会に諮問しましたので、彦根市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年彦根市条例第 1 号)第 45 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 (開示請求・訂正請求・利用停止請求)のあった保有個人情報の内容等
- 2 審査請求の内容
- 3 審査請求があった年月日
年 月 日
- 4 諮問をした年月日
年 月 日

本件連絡先
〇〇〇〇〇〇

教育委員会規則

彦根市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第 2 号

彦根市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
彦根市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成 26 年彦根市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「彦根市文化スポーツ部長」を「彦根市スポーツ部長」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第 3 号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する教育委員会規則
彦根市教育委員会の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和 5 年彦根市規則第 3 号)(第 9 条を除く。)の規定の例による。

付 則

(施行期日)

- この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)附則第 1 条第 7 号に掲げる規定(同法第 51 条の規定に限る。)の施行の日から施行する。
(彦根市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則の廃止)
- 彦根市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則(平成 17 年彦根市教育委員会規則第 3 号)は、廃止する。

彦根市放課後児童クラブの運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第 4 号

彦根市放課後児童クラブの運営等に関する規則の一部を改正する規則
彦根市放課後児童クラブの運営等に関する規則(平成 25 年彦根市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(休会手続等)

- 第 7 条の 2 保護者は、児童クラブを休会しようとするときは、彦根市放課後児童クラブ休会届(別記様式第 2 号の 2)を休会を開始しようとする月の前月の末日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 前項の場合において、休会をすることができる期間は、2 箇月を限度とする。
第 10 条第 3 項第 2 号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯」を「児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)に規定する児童扶養手当の支給を受けている者が属する世帯もしくは彦根市医療費の助成に関する条例(平成 15 年彦根市条例第 3 号)に規定する福祉医療費の助成の対象となる者(同条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する母子家庭の母等および児童ならびに父子家庭の父等および児童に限る。)が属する世帯」に改める。

別記様式第 2 号中「の指導員」を削り、「午後 1 時 00 分」を「午後 1 時」に、「利用料」を「負担金」に、「彦根市放課後児童クラブ負担金」を「負担金」に改め、同様式の次に次の 1 様

式を加える。

様式第2号の2(第7条の2関係)

年 月 日

彦根市教育委員会 様

住所 _____

保護者氏名 _____

電話番号 _____

彦根市放課後児童クラブ休会届

下記のとおり放課後児童クラブの休会を届け出ます。

記

1 放課後児童クラブの名称

小学校放課後児童クラブ

2 児童氏名および学年

氏名 _____ 年生

3 休会の対象月 _____ 年度 _____ 月分

4 休会の理由

5 注意事項

- (1) この届は、休会をしようとする月の前月の末日までに提出すること。
- (2) 休会をすることができる期間は、2箇月を限度とする。2箇月を超える休会期間を希望する場合は、退会を検討すること。
- (3) 休会を届け出た期間中であっても、利用がある場合または(1)の期日までにこの届の提出がなかった場合は、負担金が発生する。
- (4) 3に記載された対象月の次月から、手続を行うことなく復帰することとなるため、同月から負担金が発生する。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

彦根市長 様

住所

保護者氏名

電話番号

彦根市放課後児童クラブ負担金減免申請書

彦根市放課後児童クラブに係る負担金の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 児童の氏名 _____ (_____ 年生)
- 2 放課後児童クラブの名称 _____ 小学校放課後児童クラブ
- 3 減免の理由(該当する箇所に○をしてください。)
 - (1) 同一世帯から2人以上の児童が入会している場合の2人目以降の児童
 - (2) 災害等のために生活に困窮している世帯
 - (3) 児童扶養手当の支給を受けている者が属する世帯(ひとり親家庭等)
 - (4) 福祉医療費の助成の対象となる者が属する世帯(ひとり親家庭等)
 - (4) 生活保護受給世帯
 - (5) その他 _____
- 4 添付書類
※3の減免理由に応じ、必要な書類を添付してください。対象に☑をしてください。
 罹災証明書
 児童扶養手当証書またはひとり親家庭等に係る福祉医療費受給券(保護者のものに限る。)の写し
 生活保護受給証明書
 その他 _____

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

彦根市教育委員会訓令第1号

彦根市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

彦根市教育委員会事務決裁規程(平成29年彦根市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「文化スポーツ部長」を「スポーツ部長」に改め、同条第6号中「文化スポーツ部次長」を「スポーツ部次長」に改め、同条第7号中「文化スポーツ部スポーツ振興課長」を「スポーツ部スポーツ振興課長」に改め、同条第8号中「文化スポーツ部スポーツ振興課」を「スポーツ部スポーツ振興課」に改める。

別表第1規則等の部4の項から7の項までを次のように改める。

4 訓令および告示(例規集に登載するものに限る。)の制定改廃の案の決定		○			教育総務課長	総務課長	財政負担を伴うものは財政課長に合議
5 4のうち、教育委員会会議の議決を要するもの	○				教育部長 (教育総務課長)	総務部長 (総務課長)	財政負担を伴うものは財政課長に合議
6 告示(例規集に登載するものを除く。)および公告の案の決定				○	教育総務課長	総務課長	財政負担を伴うものは財政課長に合議
7 6のうち、教育委員会会議の議決を要するもの	○				教育部長 (教育総務課長)	総務部長 (総務課長)	財政負担を伴うものは財政課長に合議

別表第1事務の執行の部11の項および12の項を次のように改める。

11 請願、陳情等の処理		○					
12 11のうち教育委員会会議の議決を要するもの	○						

別表第1事務の執行の部18の項および19の項を次のように改める。

18 後援等の承認				○			
19 後援等の事業実施報告				○			

別表第1事務の執行の部19の項の次に次のように加える。

19の2 18および19のうち重要なもの		○					
----------------------	--	---	--	--	--	--	--

別表第2中「総務部長」を「人事部長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市教育委員会訓令第2号

彦根市生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

彦根市生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令

彦根市生涯学習推進本部設置規程(平成4年彦根市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「文化スポーツ部長」を「スポーツ部長」に、「産業部長 歴史まちづくり部長」を「観光文化戦略部長 産業部長」に改める。

別表第2文化スポーツ部の項を次のように改める。

スポーツ部	スポーツ振興課長
-------	----------

別表第2子ども未来部の項の次に次のように加える。

観光文化戦略部	観光交流課長 エンタテインメント課長 文化財課長 文化振興課長
---------	---------------------------------

別表第2産業部の項中「観光交流課長」を削り、同表歴史まちづくり部の項を削る。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市教育委員会訓令第3号

彦根市立学校教職員用コンピュータ利用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市教育委員会

教育長 西嶋良年

彦根市立学校教職員用コンピュータ利用規程の一部を改正する訓令

彦根市立学校教職員用コンピュータ利用規程(平成22年彦根市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

付則

この訓令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市教育委員会訓令第4号

彦根市立小・中学校ホームページ管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市教育委員会

教育長 西嶋良年

彦根市立小・中学校ホームページ管理運用規程の一部を改正する訓令

彦根市立小・中学校ホームページ管理運用規程(平成29年彦根市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

付則

この訓令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第5号の2

彦根市地域学校協働活動推進員設置要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

彦根市教育委員会

教育長 西嶋良年

彦根市地域学校協働活動推進員設置要綱

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第9条の7第1項の規定に基づき地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(定数)

第2条 推進員は、市立の小学校および中学校の校区(以下「校区」という。)ごとに置くことができる。

2 推進員の数は、原則として、校区ごとに1人とする。ただし、同一の推進員が複数の校区の推進員となることを妨げない。

(委嘱)

第3条 推進員は、法第9条の7第1項に規定する者のうちから、当該校区に対応する小学校または中学校の校長の推薦に基づき、彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

2 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日が属する年度の末日までとす

る。ただし、再任を妨げない。

(活動内容)

第4条 推進員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域における教育課題の解決に必要な連絡調整に関する活動
- (2) 地域および学校が行う教育活動への支援(教育活動の企画および当該企画への地域住民の参加の促進を含む。)に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他学校の活動に必要な団体等との連絡調整に関する活動
- (4) その他地域学校協働活動(法第5条第2項に規定する地域学校協働活動をいう。)の円滑かつ効果的な実施を図るために必要な活動

(服務)

第5条 推進員は、次に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に活動を行わなければならない。

- (1) 関係法令およびこの要綱の規定を遵守すること。
- (2) 教育委員会の指揮監督を受け、推進員の活動に係る命令に従うこと。
- (3) 推進員の職の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- (4) その職務上の地位を特定の目的のために利用しないこと。

(秘密の保持)

第6条 推進員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報償)

第7条 推進員の活動に対する謝礼その他の経費については、別に定める。

(解任)

第8条 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため推進員の活動に支障があり、またはこれに堪えないと認められる場合
- (2) 第5条および第6条の規定に違反した場合
- (3) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市教育委員会告示第6号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根市荒神山自然の家の使用料の収納事務を下記のとおり委託した。

令和5年4月1日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 名 称 高木・技研特別共同体
- (2) 代表者 株式会社高木造園 代表取締役 高 木 淳 一
- (3) 所在地 彦根市長曾根南町478番地

2 委託事務の内容

彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例(平成22年彦根市条例第28号。以下「条例」という。)に基づく使用料の収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、彦根市荒神山自然の家の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 収納の方法

- (1) 使用料は、現金で徴収する。
- (2) 使用料の徴収の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市荒神山自然の家の管理運営に関する規則(平成28年彦根市教育委員会規則第3号)および彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の定めるところによる。

彦根市教育委員会告示第7号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根市中地区公民館の使用料の収納事務を下記のとおり委託した。

令和5年4月1日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 名称 中地区交流の館運営協議会
- (2) 代表者 会長 伊富貴 和 雄
- (3) 所在地 彦根市西今町1051番地40

2 委託事務の内容

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和56年彦根市条例第3号。以下「条例」という。)に基づく使用料の収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、彦根市中地区公民館の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 収納の方法

- (1) 使用料は、現金で徴収する。
- (2) 使用料の収納の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市公民館の管理運営に関する規則(昭和56年彦根市教育委員会規則第2号)および彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の定めるところによる。

彦根市教育委員会告示第8号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根市稲枝地区公民館の使用料の収納事務を下記のとおり委託した。

令和5年4月1日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 名称 稲枝地区公民館運営委員会
- (2) 代表者 委員長 田 村 宗 久
- (3) 所在地 彦根市金田町241番地

2 委託事務の内容

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和56年彦根市条例第3号。以下「条例」という。)に基づく使用料の収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、彦根市稲枝地区公民館の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 収納の方法

- (1) 使用料は、現金で徴収する。
- (2) 使用料の収納の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市公民館の管理運営に関する規則(昭和56年彦根市教育委員会規則第2号)および彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の定めるところによる。

彦根市教育委員会告示第9号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、下記のとおり彦根城博物館画像資産貸出しに係る画像利用料の収納事務を委託した。

令和5年4月1日

彦根市教育委員会
教育長 西嶋良年

記

- 1 委託の相手方
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
株式会社DNPアートコミュニケーションズ
代表取締役 室田秀樹
- 2 委託事務の内容
彦根城博物館画像資産貸出しに係る画像利用料の収納事務
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 収納の方法
現金で収納する。

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第5号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和5年3月27日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬毅

記

- 1 日時 令和5年3月30日(木) 午前9時
- 2 場所 彦根市役所本庁舎 会議室2-1
- 3 議題
 - (1) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
 - (2) 滋賀県議会議員一般選挙の選挙時登録者の認定について
 - (3) 滋賀県議会議員一般選挙および彦根市議会議員一般選挙のポスター掲示場の設置について
 - (4) 滋賀県議会議員一般選挙および彦根市議会議員一般選挙の選挙運動における個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額について
 - (5) 滋賀県議会議員一般選挙および彦根市議会議員一般選挙の投票所を設けることについて
 - (6) 滋賀県議会議員一般選挙における不在者投票用紙等の郵便等による発送の開始日について
 - (7) 滋賀県議会議員一般選挙の期日前投票所の場所および期間等について
 - (8) 滋賀県議会議員一般選挙における不在者投票用紙および不在者投票用封筒の交付場所等について
 - (9) 滋賀県議会議員一般選挙の投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所について
 - (10) 滋賀県議会議員一般選挙の開票立会人を定めるくじを行う日時および場所について
 - (11) 滋賀県議会議員一般選挙の開票の日時および場所について
 - (12) 滋賀県議会議員一般選挙の投票管理者および同職務代理者の選任について
 - (13) 滋賀県議会議員一般選挙の期日前投票所の投票管理者および同職務代理者の選任について
 - (14) 滋賀県議会議員一般選挙の開票管理者および同職務代理者の選任について
 - (15) 滋賀県議会議員一般選挙の期日前投票期間中の永久選挙人名簿の抹消について

- (16) 彦根市議会議員一般選挙における不在者投票用紙等の郵便等による発送の開始日について
- (17) 彦根市議会議員一般選挙の期日前投票所の場所および期間等について
- (18) 彦根市議会議員一般選挙における不在者投票用紙および不在者投票用封筒の交付場所等について
- (19) 彦根市議会議員一般選挙の投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所について
- (20) 彦根市議会議員一般選挙の投票管理者および同職務代理者の選任について
- (21) 彦根市議会議員一般選挙の期日前投票所の投票管理者および同職務代理者の選任について
- (22) 彦根市議会議員一般選挙の期日前投票期間中の永久選挙人名簿の抹消について
- (23) 彦根市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる期日について
- (24) 彦根市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載申請期日について
- (25) 彦根市議会議員一般選挙における選挙公報に用いる活字その他印刷の体裁について
- (26) 彦根市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所について
- (27) 彦根市議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額について
- (28) 彦根市議会議員一般選挙の選挙長が行う告示の方法について
- (29) 彦根市議会議員一般選挙の選挙長の事務を行う場所について
- (30) 彦根市議会議員一般選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所について
- (31) 彦根市議会議員一般選挙において立候補の届出を受け付ける順位について
- (32) 彦根市議会議員一般選挙の選挙長および同職務代理者の選任について
- (33) 彦根市議会議員一般選挙の選挙会の日時および場所について
- (34) 彦根市議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことについて
- (35) 彦根市個人情報情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する選挙管理委員会規程の制定について

彦根市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年3月30日現在において次のとおりである。

令和5年3月30日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

50分の1の数	1,830人
6分の1の数	15,247人
3分の1の数	30,493人

彦根市選挙管理委員会告示第7号

令和5年4月9日執行予定の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

令和5年3月30日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

第1投票区

番号	設置場所
1-1	彦根市元町4番2号 彦根市役所南側水路
1-2	彦根市尾末町2番9号 シュタットポルト前
1-3	彦根市船町8番11号 婦人会空瓶集積所生垣南
1-4	彦根市大東町 JR彦根駅前広場
1-5	彦根市大東町11番12号 市営住宅入口
1-6	彦根市大東町 大東公園
1-7	彦根市立図書館駐車場入口横

第2投票区

番号	設置場所
2-1	彦根市中央町 彦根商工会議所前
2-2	彦根市京町二丁目 城東小学校前
2-3	彦根市京町二丁目 外馬場公園
2-4	彦根市銀座町1番7号 ふたば園南側駐車場
2-5	彦根市京町二丁目 城東小学校プール横
2-6	彦根市京町一丁目 関西電力変電所前
2-7	彦根市河原一丁目1番4号 大雲寺前

第3投票区

番号	設置場所
3-1	彦根市本町二丁目 京橋口駐車場南側
3-2	彦根市本町一丁目 西地区公民館前
3-3	彦根市本町一丁目3番33号 彦根幼稚園前
3-4	彦根市池州町9番73号 旧彦根西高等学校前
3-5	彦根市本町三丁目3番22号 城西小学校前
3-6	彦根市城町一丁目7番1号 住宅前
3-7	彦根市中藪一丁目 白山神社玉垣前

第4投票区

番号	設置場所
4-1	彦根市金亀町 彦根西中学校前
4-2	彦根市馬場一丁目 北野神社前
4-3	彦根市城町二丁目10番12号 城西会館前
4-4	彦根市城町二丁目308番地7 城町二丁目ポケットパーク
4-5	彦根市長曾根町5番27号 エクセレントヒルズ彦根I公園
4-6	彦根市長曾根町8番1号 長曾根町民会館前地藏堂横
4-7	彦根市馬場一丁目5番5号 彦根市北老人福祉センター

第5投票区

番号	設置場所
5-1	彦根市後三条町571番地 住宅前
5-2	彦根市後三条町584番地3 スポーツ店西側
5-3	彦根市後三条町614番地2 住宅前
5-4	彦根市後三条町470番地3 タバコ店南
5-5	彦根市後三条町423番地 住宅前
5-6	彦根市後三条町339番地 パナソニック株式会社彦根社宅前

5-7	彦根市後三条町 141 番地 彦根貨物運送株式会社前
-----	----------------------------

第6投票区

番号	設置場所
6-1	彦根市中藪町 644 番地 2 生活環境課中藪倉庫前
6-2	彦根市中藪町 631 番地 2 住宅東歩道
6-3	彦根市大藪町 彦根ニュータウン第1公園B
6-4	彦根市大藪町 横野医院専用駐車場
6-5	彦根市大藪町 彦根ニュータウン第2公園B
6-6	彦根市大藪町 金城小学校前大藪児童公園北側
6-7	彦根市大藪町 神明神社前玉垣
6-8	彦根市大藪町 1854 番地 2 住宅前

第7投票区

番号	設置場所
7-1	彦根市大藪町 610 番地 2 住宅前
7-2	彦根市大藪町 中地区公民館横
7-3	彦根市大藪町 163 番地 18 空き地東側
7-4	彦根市大藪町 金城団地公園A
7-5	彦根市平田町 棚橋食品前
7-6	彦根市大藪町 彦根ニュータウン第1公園A

第8投票区

番号	設置場所
8-1	彦根市八坂町 大藪浄水場南門
8-2	彦根市八坂町 1964 番地 18 住宅前
8-3	彦根市開出今町 市分譲住宅入口
8-4	彦根市開出今町 開出今団地集会所南側空地
8-5	彦根市開出今町 開出今団地 21 棟跡地
8-6	彦根市開出今町 彦根市シルバー人材センター
8-7	彦根市西今町 西今大沢公園前

第9投票区

番号	設置場所
9-1	彦根市松原二丁目 1 番 10 号 住宅東空地
9-2	彦根市松原町 3028 番地 県立彦根総合運動場入口
9-3	彦根市松原町 レインボータウン松原公園
9-4	彦根市松原町 3660 番地 41 住宅前
9-5	彦根市松原町 グリーンハイツ公園A
9-6	彦根市古沢町 726 番地 古川工業株式会社前
9-7	彦根市古沢町東山団地 住宅前

第10投票区

番号	設置場所
10-1	彦根市古沢町 533 番地 2 住宅西側陸橋前
10-2	J R 彦根駅東口駅前広場
10-3	都市計画道路古沢安清線踏切市道ガードレール
10-4	彦根市外町 有限会社布施技術社駐車場フェンス
10-5	彦根市外町 長山公園

10-6	彦根市里根町 東山児童館前
10-7	彦根市駅東町 ケーズデンキ彦根店前

第11投票区

番号	設置場所
11-1	彦根市安清町8番4号 東保育園前
11-2	彦根市安清町10番19号 佐和山小学校前
11-3	彦根市芹町 芹橋三角地
11-4	彦根市芹川町 東中学校西十字路付近
11-5	彦根市原町 湖上平公園D前
11-6	彦根市原町 湖上平公園E前
11-7	彦根市原町 湖上平公園C前
11-8	彦根市原町 湖上平公園A前

第12投票区

番号	設置場所
12-1	彦根市橋向町28番地 住宅南
12-2	彦根市後三条町171番地 千鳥ヶ丘公園入口
12-3	彦根市芹川町1463番地 芹川団地2棟東側
12-4	千鳥ヶ丘公園 芹川団地付近
12-5	彦根市岡町52番地 滋賀県東北部工業技術センター彦根庁舎北側フェンス前側溝
12-6	彦根市元岡町28番地 元岡町自治会館
12-7	彦根市芹川町950番地 住宅前

第13投票区

番号	設置場所
13-1	彦根市東沼波町 サンライズ旭森第2公園
13-2	彦根市大堀町 旭森公園
13-3	彦根市東沼波町 旭森小学校東側
13-4	彦根市東沼波町 こども遊園
13-5	彦根市西沼波町 西沼波橋前
13-6	彦根市西沼波町655番地 近江鉄道彦根口駅東側前
13-7	彦根市東沼波町 市営東沼波団地前貯水池北側

第14投票区

番号	設置場所
14-1	彦根市地蔵町 フレンドマート彦根地蔵店駐車場
14-2	旭森地区公民館前 避難所掲示板横
14-3	彦根市野田山町 北浦公園
14-4	彦根市野田山町交差点東側畑
14-5	彦根市野田山町487番地 住宅前小屋
14-6	彦根市正法寺町 太田製作所前
14-7	彦根市正法寺町470番地64 住宅前

第15投票区

番号	設置場所
15-1	彦根市長曾根南町 近江平公園南側
15-2	彦根市平田町670番地 彦根市福祉センター西側駐車場
15-3	彦根市長曾根南町 パリヤ駐車場

15-4	彦根市戸賀町交差点付近 県道植栽帯
15-5	平田小学校バックネット裏
15-6	彦根市平田町 一ツ屋公園横
15-7	彦根市平田町 670 番地 彦根市福祉センター別館南側

第16投票区

番号	設置場所
16-1	彦根市和田町 41 番地 彦根保健所正面駐輪場北側
16-2	彦根市和田町 市営住宅(和田西団地)西側
16-3	彦根市山之脇町 66 番地 住宅前
16-4	千鳥ヶ丘公園 雨壺山信号入口付近
16-5	彦根市平田町 J A 東びわこやさいの里二番館駐車場前
16-6	彦根市平田町 734 番地 38 マンション西側緑ヶ丘公園前
16-7	彦根市平田町 744 番地 一妙寺南側ブロック塀前

第17投票区

番号	設置場所
17-1	彦根市高宮町 高宮ニュータウン公園A東側
17-2	彦根市小泉町 798 番地 住宅前
17-3	彦根市小泉町 パナソニック電工前市道(正門南側)
17-4	J R 南彦根駅 西口バス停付近
17-5	J R 南彦根駅 東口
17-6	彦根市高宮町 彦根南ニュータウン公園
17-7	彦根市高宮町 平和堂食品センター前

第18投票区

番号	設置場所
18-1	彦根市西今町 380 番地 城南小学校前
18-2	彦根市西今町 800 番地 県立盲学校南
18-3	彦根市西今町 西今伊庭公園 伊庭会館東公園
18-4	彦根市野瀬町 53 番地 1 野瀬造園北側
18-5	彦根市西今町 福満神社前
18-6	彦根市宇尾町 白山神社境内地藏堂西
18-7	彦根市竹ヶ鼻町 竹ヶ鼻公園

第19投票区

番号	設置場所
19-1	彦根市開出今町 蔵の町団地南側入口付近
19-2	彦根市甘呂町 城陽小学校校門南側
19-3	彦根市甘呂町 甘呂神社前
19-4	彦根市南地区公民館前
19-5	彦根市日夏町 166 番地 城陽幼稚園西側
19-6	彦根市日夏町 844 番地 1 住宅東畑前
19-7	彦根市日夏町 町民運動場駐車場
19-8	彦根市日夏町 中沢十字路北側

第20投票区

番号	設置場所
20-1	彦根市八坂町 1462 番地 八坂木戸の脇駐車場

20-2	彦根市八坂町 本光寺付近
20-3	彦根市八坂町 1369 番地 住宅西側
20-4	彦根市八坂町 828 番地 1 ウイズ前
20-5	彦根市須越町 1154 番地 5 多景保育園前
20-6	彦根市須越町 631 番地 住宅西側
20-7	彦根市三津屋町 三津屋町民会館前

第21投票区

番号	設置場所
21-1	彦根市日夏町 あすなろ公園西側自治会管理地空地
21-2	彦根市日夏町 日夏ドリームタウン公園A
21-3	彦根市日夏町 日夏ニュータウン第1公園
21-4	彦根市日夏町 日夏ニュータウン第2公園
21-5	彦根市日夏町 日夏ニュータウン第4公園
21-6	彦根市日夏町 レインボータウン太陽公園
21-7	彦根市日夏町 3703 番地 1 平和堂日夏店前

第22投票区

番号	設置場所
22-1	彦根市鳥居本町 1750 番地 住宅前
22-2	彦根市鳥居本町 647 番地 近江鉄道鳥居本駅北側
22-3	彦根市鳥居本町 鳥居本小学校前
22-4	彦根市鳥居本町 有川製薬離れの塀前
22-5	彦根市甲田町 117 番地 住宅南側
22-6	彦根市宮田町 21 番地 国産バネ工業株式会社前
22-7	彦根市鳥居本出張所前
22-8	彦根市鳥居本町 1990 番地 新日本フェザーコア居山工場前
22-9	彦根市鳥居本町 鳥居本公園
22-10	彦根市笹尾町 三差路付近の小屋北側空地
22-11	彦根市荘厳寺町 入口付近
22-12	彦根市中山町 中山入口付近

第23投票区

番号	設置場所
23-1	彦根市原町 194 番地 株式会社昭建彦根営業所前
23-2	中山道沿原町小野町境界付近
23-3	彦根市小野町 596 番地 1 住宅南側
23-4	彦根市小野町 1079 番地 住宅北側

第24投票区

番号	設置場所
24-1	彦根市広野町 堀団地入口付近
24-2	彦根市堀町 67 番地 1 旧経営センター跡地
24-3	彦根市広野町 人権・福祉交流会館フェンス前
24-4	彦根市広野町 69 番地 広野町集会場南側公園
24-5	彦根市犬方町 旧ふたば保育園前
24-6	彦根市犬方町 756 番地 公民館側フェンス
24-7	彦根市堀町 上揚水場北側(たいら団地)

第25投票区

番号	設置場所
25-1	彦根市堀町 304 番地 1 資材置き場西側空き地
25-2	彦根市蓮台寺町 324 番地 住宅西側畑
25-3	彦根市辻堂町 312 番地 住宅向い空き地
25-4	彦根市金剛寺町 209 番地 4 住宅西空地
25-5	彦根市法士町 83 番地 市道T交差点東側空地
25-6	彦根市葛籠町 鹿島神社玉垣
25-7	彦根市出町 日枝神社前

第26投票区

番号	設置場所
26-1	J R河瀬駅西口付近
26-2	J R河瀬駅東口付近
26-3	彦根市川瀬馬場町 800 番地 株式会社レゾナック彦根川瀬事業所南側
26-4	彦根市川瀬馬場町 800 番地 株式会社レゾナック彦根川瀬事業所東側
26-5	彦根市川瀬馬場町 川瀬馬場町公民館コンクリート柱前
26-6	彦根市野口町 野口町公園(草の根ひろば)
26-7	彦根市南川瀬町 1152 番地 住宅北側空地

第27投票区

番号	設置場所
27-1	彦根市清崎町 918 番地 住宅南側空地
27-2	彦根市農業環境改善センター入口付近
27-3	彦根市清崎町 1740 番地 住宅前
27-4	彦根市清崎町 亀山ニュータウン公園A
27-5	彦根市清崎町 清崎ニュータウン公園
27-6	彦根市賀田山町 株式会社レゾナック彦根清崎事業所社宅跡地フェンス前
27-7	彦根市賀田山町 278 番地 亀山出張所
27-8	彦根市賀田山町 賀田山町西交差点南畑前

第28投票区

番号	設置場所
28-1	彦根市楡町 512 番地 住宅西側倉庫空地
28-2	彦根市楡町 451 番地 住宅西側
28-3	彦根市太堂町 233 番地 住宅西側
28-4	彦根市安食中町 95 番地 2 住宅東側市道

第29投票区

番号	設置場所
29-1	彦根市高宮町 1496 番地 2 洛陽運輸株式会社滋賀営業所前
29-2	彦根市高宮町 211 番地 株式会社ブリヂストン彦根工場バス停付近
29-3	彦根市高宮町 近江鉄道高宮駅付近
29-4	彦根市高宮町 滋賀銀行高宮支店北側
29-5	彦根市高宮町 高宮地域文化センター前
29-6	彦根市高宮町 高宮小学校西側フェンス
29-7	彦根市高宮町 新安田橋西側

第30投票区

番号	設置場所
30-1	彦根市海瀬町 海瀬町公民館前広場
30-2	彦根市三津町 579 番地 住宅前広場道路東側空地(灯籠北)
30-3	彦根市肥田町 271 番地 住宅前
30-4	彦根市肥田町 382 番地 住宅南側空地
30-5	彦根市肥田町 523 番地 1 肥田町公民館前

第31投票区

番号	設置場所
31-1	彦根市金沢町 1302 番地 5 酒店前駐車場
31-2	彦根市金沢町 金沢町公民館前南側空地
31-3	稲枝東小学校グラウンドフェンス
31-4	彦根市稲部町 南稲部公園Bフェンス前
31-5	彦根市彦富町 下甲田公園
31-6	彦根市肥田町 雇用促進事業団アパート北側
31-7	彦根市肥田町 市営住宅東フェンス

第32投票区

番号	設置場所
32-1	彦根市稲枝町 JR稲枝駅東口
32-2	彦根市稲枝町 27 番地 1 ケアハウス前
32-3	彦根市稲枝町 423 番地 稲枝西団地東側
32-4	彦根市野良田町 フレンドマート稲枝店駐車場
32-5	彦根市服部町 341 番地 住宅北側畑生垣
32-6	彦根市服部町 西本専寺東側畑
32-7	彦根市稲枝町 416 番地 10 稲枝西住宅前

第33投票区

番号	設置場所
33-1	彦根市稲里町 109 番地 住宅前
33-2	彦根市稲里町 380 番地 71 西側
33-3	彦根市稲里町 稲里会館前
33-4	彦根市稲里町 2187 番地 住宅南側空き地

第34投票区

番号	設置場所
34-1	彦根市上稲葉町 386 番地 1 住宅西側
34-2	彦根市下稲葉町 農村集落センター前
34-3	彦根市彦富町 製畳倉庫北側畑
34-4	彦根市彦富町 彦富公民館敷地内東フェンス
34-5	彦根市金田町 236 番地 住宅前
34-6	彦根市田原町 稲枝支所駐車場前
34-7	彦根市田原町 防火水槽横空地

第35投票区

番号	設置場所
35-1	彦根市上岡部町 486 番地 長照寺駐車場
35-2	彦根市下岡部町 稲枝北小学校北側角
35-3	彦根市下岡部町 十字路付近

35-4	彦根市下岡部町 楽器店と住宅との間
35-5	彦根市石寺町 244 番地 1 住宅前小屋
35-6	彦根市下西川町 705 番地 住宅前
35-7	彦根市上西川町 384 番地 医院西側
35-8	彦根市甲崎町 38 番地 住宅東側

第 36 投票区

番号	設置場所
36-1	彦根市石寺町 1267 番地 消防車庫前
36-2	彦根市石寺町 1151 番地 1 住宅西側
36-3	彦根市薩摩町 1278 番地 住宅前
36-4	彦根市薩摩町 1377 番地 住宅西側
36-5	彦根市薩摩町 善照寺西側市道
36-6	彦根市柳川町 7 番地 住宅琵琶湖側塀沿い
36-7	彦根市柳川町 95 番地 住宅東側

第 37 投票区

番号	設置場所
37-1	彦根本庄郵便局北側空地
37-2	彦根市本庄町 2622 番地 住宅西側
37-3	彦根市本庄町 本庄公会堂北側
37-4	彦根市本庄町 稲枝西小学校北側
37-5	彦根市普光寺町 普光寺会館隣公園 T 字路
37-6	彦根市南三ツ谷町 草の根広場前
37-7	彦根市田附町 496 番地 住宅南側畑
37-8	彦根市田附町 田附公民館前花壇案内板西側
37-9	彦根市南三ツ谷町 南三ツ谷町公民館

第 38 投票区

番号	設置場所
38-1	彦根市新海町 両巖寺前作業所西側空地
38-2	彦根市新海町 なかよし公園前ブロック積前
38-3	彦根市新海町 881 番地 住宅南側
38-4	彦根市新海浜二丁目入口付近

彦根市選挙管理委員会告示第 8 号

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 121 条の規定による個人演説会等の公営施設の使用のために納付すべき費用の額は、次のとおりとする。

令和 5 年 3 月 30 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額

施設の名称	面積(m ²)	費用(円)			備考
		平日		休日	
		昼間	夜間		
彦根幼稚園	163	9,563	26,011	27,319	執行経費
高宮幼稚園	81	9,563	26,011	27,319	〃
平田こども園	197	9,563	26,011	27,319	〃

旭森幼稚園	122	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝東幼稚園	90	9,563	26,011	27,319	〃
城北幼稚園	108	9,563	26,011	27,319	〃
金城幼稚園	108	9,563	26,011	27,319	〃
佐和山幼稚園	120	9,563	26,011	27,319	〃
城陽幼稚園	134	9,563	26,011	27,319	〃
聖ヨゼフこども園	137	9,563	26,011	27,319	〃
みどり幼稚園	204	9,563	26,011	27,319	〃
城東小学校	1,050	9,563	26,011	27,319	〃
城西小学校	1,035	9,563	26,011	27,319	〃
城南小学校	1,067	9,563	26,011	27,319	〃
城北小学校	556	9,563	26,011	27,319	〃
佐和山小学校	751	9,563	26,011	27,319	〃
旭森小学校	1,215	9,563	26,011	27,319	〃
城陽小学校	777	9,563	26,011	27,319	〃
平田小学校	750	9,563	26,011	27,319	〃
金城小学校	675	9,563	26,011	27,319	〃
若葉小学校	640	9,563	26,011	27,319	〃
鳥居本小学校	552	9,563	26,011	27,319	〃
河瀬小学校	750	9,563	26,011	27,319	〃
亀山小学校	540	9,563	26,011	27,319	〃
高宮小学校	750	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝東小学校	966	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝西小学校	455	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝北小学校	552	9,563	26,011	27,319	〃
東中学校	1,305	9,563	26,011	27,319	〃
西中学校	1,108	9,563	26,011	27,319	〃
南中学校	1,020	9,563	26,011	27,319	〃
鳥居本中学校	347	9,563	26,011	27,319	〃
稲枝中学校	976	9,563	26,011	27,319	〃
中央中学校	1,210	9,563	26,011	27,319	〃
彦根中学校	991	9,563	26,011	27,319	〃
河瀬中学校	1,380	9,563	26,011	27,319	〃
彦根東高等学校	762	9,563	26,011	27,319	〃
彦根翔西館高等学校	1,607	9,563	26,011	27,319	〃
彦根工業高等学校	1,290	9,563	26,011	27,319	〃
近江高等学校	1,310	9,563	26,011	27,319	〃
河瀬高等学校	1,380	9,563	26,011	27,319	〃
彦根総合高等学校	1,102	9,563	26,011	27,319	〃
滋賀大学	572	9,563	26,011	27,319	〃
滋賀県立大学	663	9,563	26,011	27,319	〃
聖泉大学	960	9,563	26,011	27,319	〃
県立盲学校	352	9,563	26,011	27,319	〃
県立鳥居本養護学校	701	9,563	26,011	27,319	〃

稲枝地区公民館	189	彦根市公民館の設置および管理に関する条例第10条に定める使用料			条例
西地区公民館	128	〃			〃
東地区公民館	98	〃			〃
旭森地区公民館	86	〃			〃
河瀬地区公民館	98	〃			〃
中地区公民館	158	〃			〃
鳥居本地区公民館	239	〃			〃
南地区公民館	274	〃			〃
高宮地域文化センター	276	彦根市高宮地域文化センターの設置および管理に関する条例第8条に定める使用料			〃
市民交流センター	70	彦根市市民交流センターの設置および管理に関する条例第9条に定める使用料			〃
人権・福祉交流会館	110	彦根市地域総合センターの設置および管理に関する条例第11条に定める使用料			〃
彦根市男女共同参画センター	606	彦根市男女共同参画センターの設置および管理に関する条例第9条に定める使用料			〃
彦根市中老人福祉センター	142	9,563	26,011	27,319	執行経費
彦根市南老人福祉センター	103	9,563	26,011	27,319	〃
彦根市農村環境改善センター	449	彦根市農村環境改善センターの設置および管理に関する条例第8条に定める使用料			条例
ひこね市文化プラザ		ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例第7条に定める使用料			〃
グランドホール	1,316				
エコホール	430				
メッセホール	257				
彦根市スポーツ・文化交流センター		彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例第7条に定める使用料			〃
多目的ホール	445				
みずほ文化センター	410	みずほ文化センターの設置および管理に関する条例第9条に定める使用料			〃

執行経費…国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第9条に定めのある金額

彦根市選挙管理委員会告示第9号

令和5年4月9日執行予定の滋賀県議会議員一般選挙において、不在者投票における投票用紙および投票用封筒の郵便等による発送をする場合は、その発送を開始する日を次のとおりとする。

令和5年3月30日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬毅

郵便等による発送を開始する日 令和5年3月30日

彦根市選挙管理委員会告示第10号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における投票所は、次のとおりとする。

令和5年3月31日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野瀬 毅

投票区	施設所在地	施設名称
1	彦根市元町4番2号	彦根市役所本庁舎
2	彦根市京町二丁目2番19号	城東小学校体育館
3	彦根市本町三丁目3番22号	城西小学校体育館
4	彦根市金亀町8番1号	西中学校多目的ホール
5	彦根市後三条町564番地	後三条会館
6	彦根市大藪町391番地	金城小学校体育館
7	彦根市大藪町2610番地	中地区公民館
8	彦根市開出今町1361番地1	中老人福祉センター
9	彦根市松原町3751番地3	城北小学校体育館
10	彦根市里根町163番地1	市民交流センター
11	彦根市芹川町443番地	東中学校柔剣道場
12	彦根市芹川町1463番地39	千鳥ヶ丘会館
13	彦根市東沼波町300番地	旭森小学校体育館
14	彦根市正法寺町642番地1	旭森地区公民館
15	彦根市平田町267番地	平田小学校体育館
16	彦根市平田町267番地	平田小学校体育館
17	彦根市小泉町640番地	彦根市スポーツ・文化交流センター 多目的ホール
18	彦根市西今町380番地	城南小学校体育館
19	彦根市甘呂町1321番地1	南地区公民館
20	彦根市八坂町2408番地	ふれあいの館
21	彦根市蓮台寺町180番地	若葉小学校図工室
22	彦根市鳥居本町1491番地6	鳥居本地区公民館
23	彦根市小野町937番地	小野こまち会館
24	彦根市犬方町848番地1	人権・福祉交流会館
25	彦根市極楽寺町118番地	河瀬小学校体育館
26	彦根市川瀬馬場町777番地18	川瀬馬場町駅地区自治会集会所
27	彦根市清崎町1118番地	彦根市農村環境改善センター
28	彦根市楡町488番地	楡町公民館
29	彦根市高宮町2311番地	高宮地域文化センター
30	彦根市肥田町523番地1	肥田町公民館
31	彦根市稲部町308番地	稲枝東小学校体育館
32	彦根市野良田町153番地	野良田公会堂
33	彦根市稲里町1429番地	稲里会館
34	彦根市田原町13番地1	稲枝支所
35	彦根市下岡部町597番地	稲枝北小学校体育館

36	彦根市薩摩町 1355 番地	薩摩町自治会館
37	彦根市本庄町 3583 番地	稲枝西小学校体育館
38	彦根市新海町 409 番地	新海町さざなみホール

彦根市選挙管理委員会告示第 11 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の滋賀県議会議員一般選挙における期日前投票所の場所および設ける期間等は、次のとおりとする。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

期日前投票所の場所	期日前投票の期間	期日前投票の時間
彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所本庁舎	令和 5 年 4 月 1 日から同月 8 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで
彦根市田原町 13 番地 1 彦根市役所稲枝支所	令和 5 年 4 月 1 日から同月 8 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで
彦根市野瀬町 187 番地 4 ひこね市文化プラザ メッセ棟 視聴覚室	令和 5 年 4 月 1 日から同月 8 日まで (同月 3 日を除く。)	午前 10 時から 午後 7 時まで
彦根市高宮町 2311 番地 高宮地域文化センター ホール	令和 5 年 4 月 3 日から同月 8 日まで	午前 9 時から 午後 5 時まで

彦根市選挙管理委員会告示第 12 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の滋賀県議会議員一般選挙における不在者投票のための投票用紙および同封筒を交付する場所等は、次のとおりとする。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

期日前投票所の場所	期日前投票の期間	期日前投票の時間
彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所本庁舎	令和 5 年 4 月 1 日から同月 8 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで
彦根市田原町 13 番地 1 彦根市役所稲枝支所	令和 5 年 4 月 1 日から同月 8 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで
彦根市野瀬町 187 番地 4 ひこね市文化プラザ メッセ棟 視聴覚室	令和 5 年 4 月 1 日から同月 8 日まで (同月 3 日を除く。)	午前 10 時から 午後 7 時まで
彦根市高宮町 2311 番地 高宮地域文化センター ホール	令和 5 年 4 月 3 日から同月 8 日まで	午前 9 時から 午後 5 時まで

彦根市選挙管理委員会告示第 13 号

令和 5 年 4 月 9 日執行の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 175 条第 3 項の規定による投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和 5 年 3 月 31 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 31 日 午後 5 時 30 分
- 2 場 所 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所 会議室 5-1

彦根市選挙管理委員会告示第14号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条の規定による開票立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和5年3月31日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

- 1 日時 令和5年4月6日 午後5時30分
- 2 場所 彦根市元町4番2号 彦根市役所 会議室2-1

彦根市選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における開票事務の日時および場所は、次のとおりとする。

令和5年3月31日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

- 1 日時 令和5年4月9日 午後9時
- 2 場所 彦根市小泉町640番地 彦根市スポーツ・文化交流センター サブアリーナ

彦根市選挙管理委員会告示第16号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における投票管理者および同職務代理者について、次のとおり選任する。

令和5年3月31日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

(以下省略)

彦根市選挙管理委員会告示第17号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者および同職務代理者について、次のとおり選任する。

令和5年3月31日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

(以下省略)

彦根市選挙管理委員会告示第18号

令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙における開票管理者および同職務代理者について、次のとおり選任する。

令和5年3月31日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

開票管理者		同職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
(略)	野瀬 毅	(略)	谷沢 典子

彦根市選挙管理委員会告示第19号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する選挙管理委員会規程を次のように定める。

令和5年3月31日

彦根市選挙管理委員会

委員長 野瀬 毅

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する選挙管理委員会規程
彦根市選挙管理委員会の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(彦根市個人情報保護条例の施行に関する選挙管理委員会規程の廃止)

2 彦根市個人情報保護条例の施行に関する選挙管理委員会規程(平成17年彦根市選挙管理委員会告示第6号)は、廃止する。

監査委員訓令

彦根市監査委員訓令第1号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する監査委員規程を次のように定める。

令和5年3月27日

彦根市代表監査委員 若林 忠彦

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する監査委員規程

彦根市監査委員の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(彦根市個人情報保護条例の施行に関する監査委員規程の廃止)

2 彦根市個人情報保護条例の施行に関する監査委員規程(平成17年彦根市監査委員訓令第1号)は、廃止する。

公平委員会規則

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する公平委員会規則をここに公布する。

令和5年3月31日

彦根市公平委員会

委員長 森野 有香

彦根市公平委員会規則第1号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する公平委員会規則

彦根市公平委員会の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行す

る。

(彦根市個人情報保護条例の施行に関する公平委員会規則の廃止)

- 2 彦根市個人情報保護条例の施行に関する公平委員会規則(平成17年彦根市公平委員会規則第1号)は、廃止する。

彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市公平委員会
委員長 森野有香

彦根市公平委員会規則第2号

彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年彦根市公平委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「再任用職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項)」を「定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項)」に改める。

別表第1市長事務部局(出納室を含む。)の項中「副参事 新型コロナウイルスワクチン接種推進監」を「副参事」に改める。

付則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第1項および第2項の規定にかかわらず、暫定再任用職員(彦根市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年彦根市条例第26号)付則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。)は、管理職員等の範囲から除く。

彦根市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市公平委員会
委員長 森野有香

彦根市公平委員会規則第3号

彦根市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

彦根市職員からの苦情相談に関する規則(平成19年彦根市公平委規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4または第28条の5」を「第22条の4」に改める。

付則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和14年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の第2条の規定の適用については、同条第2号中「法第22条の4」とあるのは、「法第22条の4または地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項もしくは第6条第1項もしくは第2項」とする。

固定資産評価審査委員会告示

彦根市固定資産評価審査委員会告示第1号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する固定資産評価審査委員会規程を次のように定める。

令和5年3月31日

彦根市固定資産評価審査委員会
委員長 生駒英司

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する固定資産評価審査委員会規程

彦根市固定資産評価審査委員会の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(彦根市個人情報保護条例の施行に関する固定資産評価審査委員会規程の廃止)

2 彦根市個人情報保護条例の施行に関する固定資産評価審査委員会規程(平成17年彦根市固定資産評価審査委員会告示第1号)は、廃止する。

農業委員会規則

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する農業委員会規則をここに公布する。

令和5年3月24日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

彦根市農業委員会規則第1号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する農業委員会規則

彦根市農業委員会の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(彦根市個人情報保護条例の施行に関する農業委員会規則の廃止)

2 彦根市個人情報保護条例の施行に関する農業委員会規則(平成17年彦根市農業委員会規則第1号)は、廃止する。

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第4号

彦根市農業委員会役員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月24日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

彦根市農業委員会役員会規程の一部を改正する告示

彦根市農業委員会役員会規程(平成29年彦根市農業委員会告示第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

付 則

この告示は、令和5年3月24日から施行する。

彦根市農業委員会告示第5号

彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市農業委員会
会長 田中金二

彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱を廃止する告示
彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱(令和4年彦根市農業委員会告示第4号)
は、廃止する。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

病院事業管理規程

彦根市病院事業管理規程第2号

彦根市病院事業管理者の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業管理者の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行規程
彦根市病院事業管理者の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年彦根市条例第6号)の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。
(彦根市病院事業管理者の所管に係る彦根市個人情報保護条例施行規程の廃止)
- 2 彦根市病院事業管理者の所管に係る彦根市個人情報保護条例施行規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第10号)は、廃止する。

彦根市病院事業管理規程第3号

彦根市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業会計規程の一部を改正する規程
彦根市病院事業会計規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第27条中「彦根市」を「全国の区域」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行し、改正後の彦根市病院事業会計規程の規定は、令和4年11月4日から適用する。

彦根市病院事業管理規程第4号

彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程
彦根市病院事業の管理運営に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「および感染対策室」を「、感染対策室および臨床教育センター」に改め、同条第2項中「滅菌センターおよび人工関節センター」を「人工関節センターおよび脊椎センター」に改める。

第3条第2項中「室長」の次に「、臨床教育センターに所長」を加え、同条第10項中「室次長」の次に「、臨床教育センターに所次長」を加える。

第6条第1項中「滅菌センターおよび人工関節センター」を「人工関節センターおよび脊椎センター」に改め、同項第2項中「滅菌センターおよび人工関節センター」を「人工関節センターおよび脊椎センター」に改め、同項の表手術センターの項第1号および第4号中「手術」の次に「および滅菌」を加え、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 診療および看護に係る器具、衛生材料等の滅菌に関すること。

(5) 衛生材料、消耗品等の保管および管理に関すること。

第6条第2項の表滅菌センターの項を削り、同表人工関節センターの項の次に次のように加える。

脊椎センター

(1) 脊椎疾患の診療に関すること。

(2) 脊椎疾患の診療に関する機械および器具の整備、維持および管理に関すること。

(3) 診療の記録および保管に関すること。

(4) その他脊椎疾患に関すること。

第6条中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 臨床教育センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 臨床研修医および専攻医の教育に関すること。

(2) その他臨床教育に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(彦根市病院事業事務決裁規程の一部改正)

2 彦根市病院事業事務決裁規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「および感染対策室長」を「、感染対策室長および臨床教育センター所長」に改め、同条第6号中「および感染対策室」を「、感染対策室および臨床教育センター」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(臨床教育センター所長の専決事項)

第16条の2 臨床教育センター所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 報告の徴収等に関すること(臨床教育センター所次長の所管に関する事項を除く。)

(2) 臨床教育センター所次長の宿泊を伴わない出張命令、時間外勤務命令、休暇その他の服務に関すること。

第24条の次に次の1条を加える。

(臨床教育センター所次長の専決事項)

第24条の2 臨床教育センター所次長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 報告の徴収等に関すること。

(2) センター内の職員の宿泊を伴わない出張命令、時間外勤務命令、休暇その他の服務に関すること。

(彦根市病院事業文書管理規程の一部改正)

3 彦根市病院事業文書管理規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

臨床教育センター	病教
----------	----

(彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部改正)

4 彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「感染対策室」の次に「、臨床教育センター」を加え、「、滅菌センター」を削り、

「人工関節センター」の次に「、脊椎センター」を加える。

水道事業管理規程

彦根市水道事業管理規程第1号

彦根市水道事業事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月17日

彦根市長 和田裕行

彦根市水道事業事務処理規程の一部を改正する規程

彦根市水道事業事務処理規程(平成29年彦根市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表中	告示、公告その他の公表に関すること。		軽易な告示、公告その他の公表に関すること。
-----	--------------------	--	-----------------------

を	重要な告示、公告その他の公表に関すること。		告示、公告その他の公表に関すること。	に改
---	-----------------------	--	--------------------	----

める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市水道事業管理規程第2号

彦根市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)の一部を次のように改正する。

第10条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市水道事業管理規程第3号

彦根市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

彦根市水道事業給水条例施行規程(平成10年彦根市水道部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 工事の申込みにおいて民法(明治29年法律第89号)第213条の2または第213条の3の適用がある場合は、前項第1号(他人の所有地を通過して給水装置を設置するときに限る。)の規定は、適用しない。
- 3 前項の場合において、工事申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書(別記様式第6号の2)を提出しなければならない。
別記様式第6号中「給水設備」を「給水装置」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 6 号の 2 (第 3 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

住 所

氏 名

印

民法第 213 条の 2 第 3 項の通知をした旨の誓約書

私が所有する給水装置を下記の土地に埋設することについて、 年 月 日付けで当該土地の所有者(および当該土地を現に使用している者)に対して、その目的、場所および方法を別紙のとおり通知しましたことを誓約します。

なお、将来、当該土地において給水装置の維持管理に不都合を生じるようになったときは、正常な維持管理のため、遅滞なく私の費用で改造します。

記

土地の所在地 町 番地

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

水道事業告示

彦根市水道事業告示第 8 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 3 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 3 月 17 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	名称	住所	指定年月日	廃止年月日
431	山脇設備	近江八幡市鷹飼町 南四丁目 5 番地 20	平成 22 年 8 月 31 日	令和 5 年 3 月 7 日

彦根市水道事業告示第 9 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 5 年 3 月 17 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	561
氏名または名称	株式会社さんさん
代表者氏名	代表取締役 山脇 浩二
住所	近江八幡市鷹飼町南四丁目 5 番地 20

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社さんさん
上記事業所の所在地	近江八幡市鷹飼町南四丁目5番地20
指定年月日	令和5年3月7日

彦根市水道事業告示第10号

彦根市指定給水装置工事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第4条第1項の規定により、彦根市指定給水装置工事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和5年3月17日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	562
氏名または名称	高村 直樹
住所	栗東市野尻602番地(1005)
当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	高村住設
上記事業所の所在地	栗東市野尻602番地(1005)
指定年月日	令和5年3月8日

消防本部訓令

彦根市消防本部訓令第1号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する消防本部規程を次のように定める。

令和5年3月31日

彦根市消防長 岡田広幸

彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する消防本部規程
彦根市消防本部の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付則

(施行期日)

- この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。
(彦根市個人情報保護条例の施行に関する消防本部規程の廃止)
- 彦根市個人情報保護条例の施行に関する消防本部規程(平成17年彦根市消防本部訓令第1号)は、廃止する。

彦根市消防本部訓令第2号

彦根市消防本部車両管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

彦根市消防長 武山智昭

彦根市消防本部車両管理規程の一部を改正する消防本部訓令
彦根市消防本部車両管理規程(平成20年彦根市消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「総務課長、公有財産管理課長、人事課長および財政課長を経て総務部長」を「総務部長、人事部長、総務部次長、人事部次長、総務課長、公有財産管理課長、財政課長および人事課長」に改める。

別記様式第8号を次のように改める。
様式第8号(第12条関係)

酒気帯び確認記録簿

部局名	所属名
-----	-----

運転日	運転者名 車両番号	運転前(出勤時)						運転後(退勤時)								
		確認時間	確認方法	検知器有無使用	酒の気味有無	指示事項	その他	確認者名	確認時間	確認方法	検知器有無使用	酒の気味有無	指示事項	その他	確認者名	
		時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				
		時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				
		時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				
		時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				
		時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				
		時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				
		時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				
		時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				時：分	対面電話 (その他)	有・無	有・無				

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この訓令の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
